

第1部 総論

第1章 憲法と立憲主義 p1～3

1. 憲法とは p1
2. 国家と法 p1
3. 憲法の意味 p1
4. 憲法規範としての特徴 p2
自由の基礎法／制限規範／最高法規
5. 立憲主義と現代国家 p2～3
法の支配／法の支配と法治主義の対比／立憲主義の現代的意義
6. 日本国憲法の法源 p3
成文法源／不文法源

第2章 国民主権の原理 p4～8

1. 日本国憲法の基本原理 p4～5
前文の内容／基本原理相互の関係／前文の法的性質
2. 国民主権 p6～7
主権の意味／国民主権の意味
3. 天皇制 p7～8
総説／天皇の権能／天皇の公的行為／皇室経費

第3章 平和主義 p9～10

1. 戦争の放棄 p9
戦争の放棄の内容／自衛戦争の放棄
2. 戦力の不保持 p9～10
3. 交戦権の否認 p10

第2部 基本的人権

第1章 問題処理の基本とコツ p11～43

第1節. 基本的人権が問題となる典型事例 p11～15

1. 国家による国民の権利・自由に対する介入が国民の基本的人権を侵害するか否かが問題となる p11
2. 違憲審査の流れ p11～13
3. 法令違憲審査と適用違憲審査 p13～14
4. 「厳格な審査」と「緩やかな審査」 p14～15

第2節. 違憲審査の枠組み p16～26

第1. 違憲審査の基本的な枠組み p16～17

1. 三段階審査論 p16
2. 違憲審査基準の定立・適用による目的手段審査 p16
3. 違憲審査基準の定立・適用（学説）と利益較量論（判例）の関係 p16～17
4. 違憲審査の基本形 p17

第2. 違憲審査基準の定立・適用による目的手段審査 p18～24

1. 問題提起 p18
2. 侵害が問題となっている権利（利益）が憲法上保障されているか p18
3. 上記2の権利（利益）に対する制約 p18～19
4. 違憲審査基準の定立 p19～20

5. 違憲審査基準の適用 p20～24

第3節. 適用違憲（処分違憲） p24～26

1. 適用違憲の種類 p24～25

2. 適用違憲の審査の手法 p25

3. 三者間形式における注意点 p25～26

4. 法令違憲と適用違憲を論じる際の考慮事項の差異 p26

第4節. 三段階審査論以外の手法 p26

第3節. 判例・学説を踏まえた論述 p27～28

1. 判例・学説を違憲審査の枠組みに落とし込んで理解する p27

2. 試験的に許容されそうな範囲で理解・記憶の水準を下げる p27

3. 判例・学説の使い方のパターン p27～28

4. インプットのゴールを明確にする p28

5. 判例・学説の使い方について柔軟に考える p28

第4節. 出題形式ごとの答案の書き方 p29～30

第1節. 三者間形式 p29～30

1. 設問1 p29～30

2. 設問2 p30

第2節. 法律意見書形式 p31～32

1. 平成30年以降の出題形式 p31

2. 答案の書き方 p31～32

第5節. 権利選択における視点 p32～36

第6節. 法令違憲・適用違憲を論じるべきかの判断 p37

第7節. 問題文・設問の指示・誘導（ヒント）に従った抽出・構成 p38～39

第8節. 立法目的の把握の仕方 p40～43

第2章 基本的人権の原理 p44～45

1. 人権の概念 p44

2. 人権の内容 p44～45

自由権・参政権・社会権／制度的保障

3. 「公共の福祉」による制約 p45

第3章 人権の享有主体性 p46～73

1. 天皇・皇族 p46

2. 法人 p46～p51

3. 外国人 p51～58

4. 公務員 p58～70

特別権力関係の理論／政治活動の自由／争議行為

5. 在監者（刑事収容施設における被収容者） p70～72

6. バターナリステイックな制約 p72～73

未成年者／成年者

第4章 人権の私人間効力 p74～78

1. 人権の私人間効力 p74～77

2. 純然たる事実行為による人権侵害（国家行為の理論） p77～78

第5章 包括的基本権 p79～94

第1節. 個人の尊厳 p79

第2節. 生命・身体の権利 p79

第3節. 明文根拠のない基本権 p79～94

1. 包括的基本権の保障 p79～80

2. 補充的適用 p80

3. プライバシー権 p80～91

4. 自己決定権 p91～93

5. 環境権 p94

第6章 法の下での平等 p95～115

1. 平等の観念の歴史 p95～96

2. 平等権と平等原則 p96

3. 平等権と実体的基本権の競合 p96

4. 差別的取扱いの正当化審査 p96～98

5. 後段列举事由 p98～99

6. 判例 p99～114

7. 積極的差別解消措置 p114～115

8. 憲法上の平等に関する規定 p115

第7章 思想・良心の自由 p116～125

1. 保障の意義 p116

2. 「思想及び良心」の意味 p116～117

3. 「思想及び良心の自由」の保障内容 p117

4. 「思想及び良心」に対する制約・介入の類型 p117～118

5. 憲法19条と憲法21条1項との関係 p118

6. 判例 p118～125

第8章 信教の自由 p126～154

1. 保障の趣旨 p126

2. 「信教」の定義 p126

3. 信教の自由の保障の内容 p126～127

4. 信教の自由の保障の限界 p127～135

5. 政教分離の原則（国家と宗教の分離の原則） p135～154

第9章 学問の自由 p155～160

1. 保障の趣旨 p155

2. 「学問」の意義 p155

3. 保障の内容 p155～156

4. 国家の助成制度 p157

5. 大学における学問の自由 p157

6. 大学の自治 p157～158

7. 判例 p158～160

第10章 表現の自由 p161～230

第1節. 総論 p161

1. 表現の自由の意義・価値
2. 表現の自由の保障の内容 (=保護領域)
3. 萎縮効果除去の要請
4. 審査基準を定立する際の考慮要素

第2節. 表現の自由と国家による援助 p162～163

第3節. 表現の自由の制約 p164～178

1. 二重の基準の理論 p164
2. 明確性の理論 p164～171
漠然性ゆえに無効の法理／過度の広汎性ゆえに無効の法理
3. 事前抑制／事後抑制 p171～176
4. 表現内容規制／表現内容中立規制 p176～178
5. 直接的制約／間接的・付随的制約 p178

第4節. 表現の自由の類型 p179～219

1. 知る自由・知る権利 p179～185
2. 筆記行為の自由 p186～188
3. アクセス権 p188～190
4. 報道の自由・取材の自由 p191～197
5. 放送の自由 p197～198
6. 政治的表現の自由 p198～199
7. 低価値表現（無価値表現） p200
 - (1) せん動 p200～201
 - (2) わいせつ表現 p202～205
 - (3) 名誉毀損表現 p205～209
 - (4) プライバシー侵害 p210
 - (5) ヘイト・スピーチ（差別的増悪言論） p211～212
 - (6) 営利的言論 p211～212
 - (7) 象徴的言論 p212
 - (8) 虚偽表現 p212～213
8. インターネット異性紹介事業 p213～215
9. ビラ配布・ビラ貼り付け・立看板設置 p215～218
10. 消極的表現の自由 p218～219

第5節. 集会の自由・集団行動の自由・結社の自由・通信の自由 p220～230

1. 集会の自由 p220～225
2. 集団行動の自由 p225～228
3. 結社の自由 p228～229
4. 通信の秘密 p229～230

第11章 経済的自由 p231～262

第1節. 職業の自由 p231～247

1. 保障の範囲 p231～232
2. 規制 p232～247
規制の根拠／規制の種類／規制の目的／違憲審査基準／判例

第2節. 居住・移転の自由 p248～250

1. 居住・移転の自由 p248～250

2. 国籍離脱の自由 p250

第3節. 財産権 p251～262

1. 憲法 29 条 1 項・2 項 p251～259

2. 損失補償 p259～262

第12章 人身の自由と手続的権利 p263～269

1. 奴隷的拘束・苦役からの自由 p263

2. 適正手続 p263～264

3. 被疑者の権利 p264～265

4. 被告人の権利 p265～269

第13章 国務請求権 p270～273

1. 請願権 p270

2. 裁判を受ける権利 p270～271

3. 国家賠償及び刑事補償請求権 p271～273

第14章 参政権 p274～296

1. 権利としての側面と公務としての側面 p274

2. 選挙権の内容に関する基本原則 p274

3. 選挙権又はその行使を制限する法令 p274～279

4. 公職選挙に立候補する自由 p279

5. 選挙制度の仕組みの具体的決定に関する国会の裁量 p279～284

6. 選挙運動の制限 p284～286

7. 議員定数不均衡 p286～295

8. 政見放送の削除 p295～296

第15章 社会権 p297～318

第1節. 生存権 p297～310

1. 生存権の法的性格 p297～298

2. 憲法 25 条 1 項と 2 項の関係 p298～299

3. 生存権の問題類型 p299～310

第2節. 教育を受ける権利 p311～317

1. 権利の主体 p311

2. 3つの側面 p311

3. 教育内容決定権の所在 p311～316

4. 義務教育の無償 p316～317

第3節. 労働基本権 p318

労働基本三権とは／労働基本三権の内容／労働基本三権の性格／労働基本三権の制限／消極的団結権

第16章 国民の三大義務 p319

1. 教育を受けさせる義務

2. 勤労の義務

3. 納税の義務

第3部 統治機構

第1章 権力分立 p321～322

1. 伝統的意味 p321
2. 現代の変容 p321

行政国家現象による変容／政党国家現象による変容／司法国家現象による変容

3. 政党 p321～322

定義／憲法との関係／日本における政党と国家の関係／政党の地位・根拠・性格

第2章 国会 p323～341

第1節. 国会の地位 p323～324

1. 国民の代表機関 p324
2. 自由委任と党議拘束 p325
3. 国権の最高機関 p325
4. 唯一の立法機関 p325～329
「立法」の意味／「唯一」の意味

第2節. 国会の組織と活動 p329～333

1. 二院制 p329～330
2. 選挙制度 p330～331
3. 国会議員の地位 p331～333
不逮捕特権／免責特権
4. 国会議員の権能 p333

第3節. 国会の活動 p333～341

1. 会期 p333～334
会期制／会期独立の原則／活動の開始／休会／閉会
2. 衆議院の解散 p334
3. 参議院の緊急集会 p334
4. 会議の原則 p334～335
定足数／表決数／一時不再議／会議の公開
5. 国会の権能 p335～338
6. 議院の権能 p338～341
議院自律権／国政調査権

第3章 内閣 p342～347

1. 行政権と内閣 p342～343
行政権の概念／独立行政委員会
2. 内閣の組織と権能 p344～345

内閣の組織／文民／内閣総理大臣／内閣の責任と権能／総辞職

3. 議院内閣制 p346～347

議院内閣制の本質／日本国憲法における議院内閣制／衆議院の解散

第4章 裁判所 p348～369

1. 司法権の意味と範囲 p348～362
 - (1) 司法権の概念 p348
 - (2) 司法権の範囲 p348
 - (3) 法律上の争訟 p348～349

具体的事件性がない／単なる事実の存否、個人の主観的意見の当否、学問上・技術上の論争等／宗教問題

(4) 司法権の限界 p349～362

自律権に属する行為／自由裁量行為／統治行為／団体の内部事項に関する行為

2. 裁判所の組織と権能 p362～368

裁判所の組織／特別裁判所の禁止／下級裁判所の裁判官／最高裁判所の構成と権能／最高裁判所裁判官の国民審査／
最高裁判所規則制定権／裁判の公開／陪審制／裁判員裁判

3. 司法権の独立 p368～369

第5章 財政 p370～374

1. 財政民主主義 p370

2. 租税法律主義 p370～372

3. 予算 p372～373

法的性格／予算の修正／暫定予算

4. 決算審査 p373

5. 公金支出の禁止 p374

第6章 地方自治 p375～381

1. 総説 p375

2. 地方自治の本旨 p375

3. 地方公共団体の機関 p375

4. 条例 p376～380

5. 地方自治特別法 p381

第7章 憲法の保障 382～394

1. 憲法保障の諸類型 p382

抵抗権／国家緊急権

2. 違憲審査制 p382～390

違憲審査権の根拠／違憲審査権の性格／付随的違憲審査制の特質／違憲審査の主体と対象／違憲主張の適格／違憲判断
の方法と判決

3. 憲法改正 p391～393

硬性憲法／改正手続／憲法改正の限界

4. 憲法の変遷 p393～394

第2部 基本的人権

第1章 問題処理の基本とコツ

第1節. 基本的人権が問題となる典型事例

A

case1: 新型コロナウイルスの感染拡大の防止を目的として、飲食店全般を対象として、20時以降の酒類の提供を一律に禁止し、違反者には営業停止処分等の制裁を科すことができる旨の法律 A が制定された。

個人で居酒屋を営む X が自店で 20 時以降も酒類を提供していたことを理由として、営業停止 1 か月間の処分を受けた。

なお、X が 20 時以降に客に酒類を提供していたのは 1 か月に 2~3 日ほどであり、いずれも店内の客が 2~3 人程度にとどまる時間帯であった。

1. 国家による国民の権利・自由に対する介入が国民の基本的人権を侵害するかが問題となる

基本的人権の問題は、典型的には、case1 のように、国家が国民の自由に対して法令の制定又はその適用行為によって介入する場合に、法令やその適用行為は国民の基本的人権を侵害するものとして憲法違反（=違憲）ではないかという形で生じるものである（あくまでも典型事例にすぎず、基本的人権の侵害事例の類型は他にもある。）。

case1 では、X は、弁護士に依頼して、国側を被告として、営業停止期間満了前であれば営業停止処分の取り消しを、営業停止期間満了後であれば営業停止期間中の逸失利益（営業していれば得られたであろう利益）の賠償を求めて、裁判所に訴えを提起して、営業停止処分の違法性を基礎づけるために、（1）飲食店全般を対象とする 20 時以降の酒類提供の一律禁止を定める法律 A 自体が飲食店の営業の自由を侵害するものとして「職業選択の自由」を保障する憲法 22 条 1 項に違反する、（2）仮に法律 A 自体が合憲であっても、1 か月に 2~3 日ほど、店内の客が 2~3 人程度にとどまる時間帯に酒類提供をしていたにすぎない X に法律 A を提供して営業停止処分をすることは X の営業の自由を侵害するものであり、「職業選択の自由」を保障する憲法 22 条 1 項に違反すると主張する。

X の主張とこれに対する国側の反論を踏まえて、裁判所が、法律 A 自体と法律 A の適用行為としての本件営業停止処分の双方について、飲食店や X の営業の自由を侵害するものとして「職業選択の自由」を保障する憲法 22 条 1 項に違反するかどうかを審査することになる。この審査は、違憲審査（又は合憲性審査）と呼ばれるものである。

2. 違憲審査の流れ

（1）問題となっている自由が憲法上の基本的人権として保障されるか

まず、法律 A や本件営業停止処分によって干渉されている X の自由を特定した上で、それが「憲法上の基本的人権として保障」されているかどうかを検討することになる。干渉されている X の自由は、自らが経営する飲食店で酒類を提供する自由（以下、「酒類提供の自由」という）であり、これは、営業の自由に属するものである。

憲法 22 条 1 項は、「職業選択の自由」については明文で定めているが、営業の自由については明文で定めていない。そこで、営業の自由も「職業選択の自由」に含まれるものとして憲法 22 条 1 項によって保障されるかが問題となる。この点について、判例は肯定説に立っているから、X の酒類提供の自由も「職業選択の自由」の一環として憲法 22 条 1 項によって保障される。

薬事法事件・最大判 S50.4.30・百 I
92 (基礎応用 232 頁・2 (3))。

(2) 国家の干渉が基本的人権に対する「制約」に当たるか

次に、法律 A や営業停止処分が、飲食店や X の酒類提供の自由に対する「制約」と評価するに値するのかが問題となる。

仮に国家による国民の自由に対する干渉が自由権に対する「制約」に当たる場合には、その「制約」には憲法的正当化が要求され、憲法的正当化が認められなければ違憲となる（法律であれば、少なくとも当該事案では無効となり当該事案への適用が否定されるとともに、通常は国会で廃止又は改正される）。そのため、国家による自由権に対する干渉がことごとく自由権の「制約」と評価されるのではなく、「制約」と評価される干渉はある程度限定されるべきである。¹⁾

作法 24 頁、35 頁参照

法律 A も本件営業停止処分も、その法律効果として飲食店や X の酒類提供の自由をダイレクトに禁止するものだから、問題なく、飲食店や X の酒類提供の自由に対する制約に当たる。

(3) 制約の憲法的正当化

人権も、内心の自由など一部の人権を除き、「公共の福祉」による制約に服する（一般規定：憲法 12 条後段・13 条後段 個別規定：憲法 22 条 1 項・憲法 29 条 2 項）。

酒類提供の自由を制約している法律 A や本件営業停止処分の憲法的正当化の可否について、「公共の福祉」による制約として許容されるか否かを検討することになる。

なお、制約の正当化の観点とは、形式的観点と実質的観点に分類されるが、ここでは試験ではほぼ毎回出題される実質的観点についてのみ取り上げる。

ア. 違憲審査基準の定立

(ア) 目的手段審査

実質的観点では、目的と手段の双方から合憲性を検討する違憲審査基準と呼ばれる基準を定立した上で、問題となっている法令やその適用行為について、目的と手段の双方から合憲性を検討することになる（これを、目的手段審査という）。

違憲審査基準を用いた目的手段審査では、法律を対象とする場合であれば、法律がある基本的人権を制約している目的（＝立法目的）が合憲であるかと、当該制約が立法目的を達成する手段として合憲であるかを審査することになる。

(イ) 審査の厳格度

目的と手段の合憲性をどれくらい厳格に審査するのか（＝違憲審査基準の厳格度）は、事案によって異なるため、事案ごとに違憲審査基準の厳格度を決定する必要がある。

典型的には、基本的人権の性質（主に重要性）と制約の態様（主に強度）の 2 点から、違憲審査基準の厳格度を決定することになる。

目的審査と手段審査の厳格度は一
致する。

¹⁾ 直接的な干渉のみならず間接的な干渉も制約と評価されるかははじめとして、いかなる干渉までが「制約」と評価されるのかは、人権によって微妙に異なる。

例えば、ある法律が、重要な人権に対する強度な制約である場合には、その法律の合憲性は、厳格に審査される。反対に、問題となっている人権がさほど重要でないことや、人権に対する制約の強度が弱いことは、緩やかに審査すべきという方向で評価される（職業規制である case1 では、主として「制約の目的」と「規制の目的」が考慮されることになるが、ここでは割愛し、第 11 章で説明する）。²⁾

(ウ) 「厳格な基準」と「緩やかな基準」

憲審査基準は、「厳格な基準」と「緩やかな基準」に大別される。「厳格な基準」では、目的が必要不可欠又は重要であること、手段が目的達成にとって有効かつ必要であることが要求される。「緩やかな基準」では、目的が正当であることで足り、手段も目的達成にとって有効であれば足り（厳密には、制約によって得られる利益と失われる利益の均衡も必要である）、必要性までは要求されない。

手段審査における有効性とは、基本的人権を制約していること（制約していること自体だけでなく、制約の仕方も含む）が制約目的を達成する手段として役に立つことを意味し、手段審査における必要性とは、制約目的を達成できるより制限的でない（基本的人権に対する干渉が弱い）他の選び得る手段が存在しないことを意味する。

イ. 違憲審査基準の適用（当てはめ）

例えば、法律 A 自体の憲法的正当化の審査において、「厳格な基準」を用いる場合には、目的審査では、新型感染症の感染拡大を防止することで国民の生命・健康を守るという立法目的が重要であるか否かを審査することになる（なお、人権ごとに違憲審査基準の厳格度の上限が決まっており、職業規制では、必要不可欠まで要求されることはない）。手段審査では、飲食店における 20 時以降の酒類提供を制裁付きで禁止することが立法目的を達成するうえで役に立つか（ここでは、20 時以降の酒類提供が感染拡大につながるか否か、制裁付きでそれを禁止することで 20 時以降の酒類提供を抑止できるか否かの 2 点が問題となる）と、立法目的を達成できるより制限的でない他の選び得る手段の存否（例えば、客席の間隔を一定程度保ったり、客席の間に一定サイズの間仕切りを設置することを義務付けるなどの手段により、感染拡大を防止できるか否か）が問題となる。

ウ. 結論

以上の審査を経て、目的審査と手段審査の双方をクリアできたなら、法律 A や本件営業停止処分は、酒類提供の自由、ひいては「職業選択の自由」を侵害するものではなく、憲法 22 条 1 項に違反しないから、合憲である。

これに対し、目的審査と手段審査のどちらかをクリアできない場合には、法律 A や本件営業停止処分は、酒類提供の自由、ひいては「職業選択の自由」を侵害するものとして、憲法 22 条 1 項に違反し、違憲である。

3. 法令違憲審査と適用違憲審査

違憲審査には、法令自体の違憲性を審査する法令違憲審査と、法令の適用行為に固有の違憲性を審査する適用違憲審査とがある（適用違憲の正確な意味については、総まくり講義で説明する）。

²⁾ 平等権（憲法 14 条 1 項）、職業の自由（憲法 22 条 1 項）など、違憲審査基準の厳格度を決定する際の考慮要素が典型的な考慮要素と異なる人権もある。

例えば、case1におけるXの主張のうち、(1)飲食店全般を対象とする20時以降の酒類提供の一律禁止を定める法律A自体が飲食店の営業の自由を侵害するから「職業選択の自由」を保障する憲法22条1項に違反するとの主張は、法令違憲審査に関する主張であり、(2)仮に法律A自体が合憲であっても、1か月に2~3日ほど、店内の客が2~3人程度にとどまる時間帯に酒類提供をしていたにすぎないXに法律Aを提供して営業停止処分をXの営業の自由を侵害するものであり、「職業選択の自由」を保障する憲法22条1項に違反するとの主張は、適用違憲審査に関する主張である。

法令違憲審査では、法令の仕組みそのものを対象として、その違憲性を審査するため、登場人物(case1のX)に関する固有事情を直接用いることはできない。例えば、手段審査において、Xによる20時以降の酒類提供は、1か月に2~3日ほど、店内の客が2~3人程度にとどまる時間帯に限るというものであるため、感染拡大の危険性は小さいから、Xに対して営業停止処分をすることは、感染拡大の防止という目的を達成する手段として役に立たないか、少なくとも必要ではないと論じることはできないのである。これは、適用違憲審査で直接取り上げるべき事情である。

すなわち、適用違憲審査では、仮に法律A自体が合憲であったとしても、上述のXの事情からすれば、Xに対して営業停止処分をすることは、感染拡大の防止という目的を達成する手段として役に立たないか、少なくとも必要ではないといえるから、Xの酒類提供の自由、ひいては「職業選択の自由」を侵害するものとして憲法22条1項に反し違憲であると論じることが可能である。³⁾

4. 「厳格な審査」と「緩やかな審査」

赤坂 26 頁参照

違憲審査基準のうち目的手段審査は、典型的には次のように分類される。⁴⁾

厳格な審査	(厳格審査の基準) ①目的が必要不可欠な利益の保護にあり、かつ、②手段が目的を達成するために必要最小限度のものでなければ、違憲である。 ➡目的・手段の双方につき、立法事実を根拠とした心証形成が必要とされる(つまり、立法事実を根拠として、保護法益が必要不可欠である、手段が必要最小限度であると心象形成できなければならず、観念上の想定でそのように心象形成できるだけでは足りない)。
	(厳格な合理性の基準 - 中間審査の基準) ①目的が重要であり、かつ、②手段が目的との間で実質的関連性を有するものでない限り、違憲である。

実質的関連性の基準ともいう。

³⁾ 厳密には、適用違憲審査は、法令自体が合憲でもそれが当該事件の当事者に適用される限度において違憲であるといえるか否かを審査するものであるから、法令の適用行為に固有の違憲性を問題としているわけではなく、法令が適用された当該事件の当事者に関する事情も考慮する形で、法令のうち違憲的に適用される部分(=法令の違憲的適用部分)の有無を問題にしているのである。

⁴⁾ 人権ごとに、違憲審査基準の厳格度の標準(ベースライン)、下限及び上限が決まっているから、論文試験ではそれを守る必要がある。例えば、表現の自由(憲法21条1項)では、厳格な合理性の基準(中間審査の基準)がベースラインとなるから、明白の原則まで緩やかになることはない。反対に、職業の自由(憲法22条1項)では、厳格度の上限は厳格な合理性の基準であるから、それよりも厳格である厳格審査の基準が用いられることはない。

	<p>➡目的・手段の双方につき、立法事実を根拠とした心証形成が必要とされる。</p>
緩やかな審査	<p>(合理的関連性の基準 - 合理性の基準)</p> <p>①目的が正当な利益の保護にあり、かつ、②手段が目的との間で合理的関連性を有するなら、合憲である。</p> <p>➡目的・手段の双方につき、立法事実を根拠とした心証形成は必要とされない(観念上の想定で、保護法益が正当な利益である、手段が合理的関連性を有すると心証形成できれば足りる)。</p> <p>(明白の原則)</p> <p>目的・手段のいずれかが著しく不合理であることが明白である場合に限り、違憲となる。</p> <p>➡目的・手段の双方につき、立法事実を根拠とした心証形成は必要とされない。</p>

第6章 法の下での平等

A

- ① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(憲法14条1項)
- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。(同条2項)
- ③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。(同条3項)

case1: 旧国籍法3条1項では、国籍法の基本的な原則である血統主義を基調としつつ、日本国民との法律上の親子関係の存在に加え我が国との密接な結び付きの指標となる一定の要件を設けて、これらを満たす場合に限り出生後における日本国籍の取得を認めることを目的として、日本国民である父と日本国民でない母との間の非嫡出子(婚外子)の届出による日本国籍取得の要件として、父の認知だけでなく、父母の結婚まで要求していた(これを「準正要件」という)。この準正要件の存在により、日本国籍の取得の可否について、準正子と非準正子との間で差別が生じていた。

case2: 国立法科大学院Aは、法曹人口における女性の占める割合が男性に比べて低いことから、法曹人口における女性の占める比率を向上させることを目的として、入学者選抜試験において女性を男性よりも一定範囲で優遇する措置をとった。Xは、女性優遇措置がなければ合格することができていた男性受験者であり、女性優遇措置は不平等な取扱いであり憲法14条1項に違反すると考えている。

A

芦部129~130頁

1. 平等の観念の歴史

人権思想は、自由と人格価値の平等を内容とするものである。平等の理念は、人権の歴史において、自由とともに、個人尊厳の思想に由来し、常に最高の目的とされてきた。自由と平等の2つの理念が深く結び合って、身分社会を打破し近代立憲主義を確立する推進力となった。このように、自由と平等は、元来、相互に密接に関連し依存し合う原理なのである。

しかし、自由と平等とが相矛盾する局面もある。これが自由国家の下で生じた資本主義の矛盾である。すなわち、19世紀から20世紀にかけての自由国家においては、すべての個人を法的に均等に取り扱いその自由な活動を保障するという形式的平等(機会の平等)が、結果として、多くの社会的格差を生み、個人の不平等をもたらした。

そこで、20世紀の社会福祉国家においては、形式的平等の結果として弱い立場に置かれている社会的・経済的弱者に対してより厚く保護を与え、それによって他の国民と同等の自由と生存を保障していくという実質的平等(結果の平等)が要請されるようになった。

平等の理念は、歴史的には、形式的平等から実質的平等をも重視する方向へ推移しているが、だからといって実質的平等を実現する国の法的義務が「法の下での平等」原則から直ちに生じるわけではない。なぜならば、実質的平等を実現する法的な義務は社会権の保障にかかわる問題であり、それを通じて具体化されることを憲法は予定しており、平等原則との関係では実質的平等の実現は

国の政治的義務にとどまるからである。

したがって、憲法 14 条を根拠に、現実の経済的不平等の是正を国に請求する権利が認められるわけではない。

もっとも、法の下での平等という「平等」の意味は、実質的平等の思想を抜きにして解することはできないから、差別の合理性の判断に際し、実質的平等の趣旨が最大限考慮されなければならない。

積極的差別解消措置については、基礎応用 114 頁・7 を参照

2. 平等権と平等原則

「法の下での平等」は、個人の基本権（法的に平等に取り扱われる権利）であるとともに、近代国家の法秩序を形成する基本的な原則としての意味をもつ。

平等の「権利」の側面と「原則」の側面を明確に区別する（国家権力による客観的な平等原則違反が問題となるにすぎない場合と、さらに進んで個人が自己の平等権を根拠に憲法訴訟でその違反を追及できる場合を、明確に区別する）べきであると説く見解が有力である。この見解によると、国家権力が平等原則に反する行為を行っても、国家権力から有利な取扱い又は標準的な取扱いを受ける者は平等権侵害を裁判所に主張することができず、標準を下回る不利益な取扱いを受けた者のみが平等権侵害を裁判所に主張できるということになる。

C (総)
憲法学Ⅲ3 頁

憲法学Ⅲ18 頁

3. 平等権と実体的基本権の競合

①差別禁止が自由権に当然に含意されており、自由権のみの審査が行われる場合、②自由に対する侵害であることは平等権の審査に吸収され、平等権のみの審査が行われる場合（ex サラリーマン税金訴訟）、③実体的権利と平等権とが異なる観点から並列的に審査される場合（ex 学生無年金訴訟判決）、④実体的権利が存在しないところで平等権が適用される場合（ex 国籍法違憲訴訟）に区別される。

B (総)
作法 105 頁、憲法 I 139～140 頁

4. 差別的取扱いの正当化審査

憲法 14 条 1 項適合性は、①「平等」の意味⇒②「平等」でない差別的取扱い⇒③正当化（合理的理由の有無）という流れで審査される。③正当化審査では、違憲審査基準（のうち目的手段審査をする基準）を定立し、目的・手段の双方から差別の正当化を検討することになる。

このように、差別の正当化審査の流れは、保障⇒制約⇒正当化（違憲審査基準の定立・適用）という自由権規制に関する違憲審査の基本形と似ている。

A

(1) 「平等」の意味

ア. 相対的平等

平等の理念（憲法 14 条 1 項）は、個人尊重の原理（憲法 13 条前段）に由来するものであるから、個々人には事実上さまざまな違いがあり、その事実上の違いに着目した上で個々人を等しく取り扱うべきことを前提にしているといえる。

芦部 129 頁

したがって、「平等」は、事実上の差異に着目した相対的平等を意味し、等しいものは等しく、等しくないものは等しくなく取り扱うということ

憲法 I 132 頁、野中ほか I 283 頁

内容とする。¹⁾

イ. 法内容の平等も含まれる

「法の下に平等」には、法適用の平等だけでなく、法内容の平等も含まれると解される。

違憲審査権（憲法 81 条）により立法権を含むあらゆる国家権力から人権の不可侵性が保障されていることと、内容の不平等な法を平等に適用しても平等の保障は実現されず個人尊厳の原理（憲法 13 条前段）が無意味に帰することが、その理由である。

ウ. 形式的平等

平等の理念（憲法 14 条 1 項）は、自由とともに、個人尊重の原理（憲法 13 条前段）に由来するものである。

このように、自由と平等は、元来、相互に密接に関連し依存し合う原理なのである。

そこで、「平等」とは、すべて個人を法的に均等に取り扱いその自由な活動を保障するという形式的平等を意味すると解される。

(2) 差別的取扱いの合理的理由

平等の理念（憲法 14 条 1 項）は、個人尊重の原理（憲法 13 条前段）に由来するものだから、同条の「平等」は、合理的理由のない差別を禁止する相対的平等を意味すると解される。

合理的理由の審査をするための違憲審査基準の厳格度は、事柄の性質によって変わり得る。事柄の性質としては、①差別の理由、②差別の対象となる権利・利益・法的地位の重要性、③差別的取扱いによる②に対する制約の態様（直接的制約／間接的制約）、④②に関する裁量の存否・広狭が挙げられる。²⁾

憲法 14 条 1 項後段列挙事由は、歴史的に存在した不合理な差別事由であり、これらの事由による差別については、原則として不合理が推定されるから、厳格に審査されることになる（①）。

(3) 目的・手段審査の力点

平等違反における目的手段審査には、①目的審査：区別の目的 - 手段審査：区別そのもの、②目的審査：区別そのもの - 手段審査：区別の程度、という 2 つの方法がある。

平等審査において本来的に真正面に取り組むべきは「区別そのもの」の審査であり、「区別の程度」の審査は本来的には平等審査そのものではないことからすれば、①の方法によるべきである。もっとも、試験対策としては、①を基本としつつ、手段審査において、区別そのものに加えて、補充的に区別

芦部 131～132 頁

芦部 129 頁

論点教室 118～121 頁（総）

¹⁾ このように、「平等」には等しくないものは等しくなく取り扱う要請も含まれる。例えば、A 市が、民間業者による新たな天然ガス資源 Y の採掘事業の安全性及びこれに対する市民の信頼を確保する目的で、専門部署として Y 対策課を設置し、同課の専門職員の募集を行い、B（A 市開催のシンポジウムで、現段階では、Y 採掘事業の安全性に問題があるから、もう少し安全性を高めてから計画を実施するべきであると発言）と C（同シンポジウムにおいて、Y 採掘事業に全面的に反対した上で、同シンポジウムの中止を求めて他者と共に暴動事件を起こした）の双方について、Y 対策課の設置目的に沿わないとの理由で、採用を拒否したという事案では、B を C と同一取扱いしたことによる平等権侵害が問題となる（平成 27 年司法試験）。

²⁾ “これまでの判例は、法律の規定の平等原則違反（憲法 14 条 1 項適合性）の判断方法に関し、当該区別に「合理的な根拠」…があるかどうかについて、立法府に合理的な範囲の裁量判断が認められることを前提にして、事案に応じた判断枠組みの下で合理性判断をしており、多くは、立法目的及び目的達成のための手段の合理性を具体的に検討して判断するという判断枠組みを示し、立法裁量の範囲の広狭に関わる検討要素として、当該区別の事由が区別対象となる権利利益の性質とその重要性を総合的に考慮するという判断方法を採用していると考えられる。”（判タ NO.1421.2016.4 62 頁）

の程度も審査すべき場合もあろう。³⁾

5. 後段列挙事由

差別的取扱いの理由は、差別の合理性審査の厳格度を判断する際に考慮されるべき重要な観点である。

通説は、憲法 14 条 1 項後段列挙事由は、歴史的に存在した不合理な差別事由であり、これらの事由による差別については、原則として不合理が推定されるから、これを合憲とするためには強度の正当化理由の存在が必要で、その举证責任は公権力側が負うとする（＝厳格な正当化審査が必要である）。

(1) 人種

皮膚や目の色、骨格や頭髪の特徴など、人間の生物学的特徴を基準とする分類である。

人種差別はアメリカの黒人差別問題に象徴されるように、深刻な政治的・社会的な問題であるから、その合憲性は最も厳格な基準によって審査される。

(2) 信条

歴史的には宗教上の信仰・教義を意味していたのであり、この元来の意味を重視して、宗教的信仰のほか、それに準ずる「人生ないし政治に関する根本的な考え方ないし信念（世界観・根本的政治観など）」に限定し、社会的・政治的な思想傾向を含まないとする見解も有力である。

しかし、上記見解にいう「根本的な考え方ないし信念」と「社会的・政治的な思想傾向」との区別は相対的なものにすぎないから、後者も「信条」に含めるべきとするのが判例・多数説である。⁴⁾

(3) 性別

例えば、国立大学の入学試験・生活補助における女性優遇については、積極的差別解消措置も問題となる。

(4) 社会的身分

「出生によって決定される社会的な地位又は身分」として生来のものに限定する狭義説、「人が社会において一時的ではなしに占めている地位」とする広義説、「人が社会において一時的ではなしに占めている地位で、自分の力ではそれから脱却できず、それについて事実上ある種の社会的評価が伴っているもの」とする中間説があり、判例は広義説であると理解されている。

A

憲法 I 140 頁、野中ほか I 286～
287 頁

赤坂 294 頁

芦部 136 頁

憲法学Ⅲ35 頁

憲法学Ⅲ35～37 頁

赤坂 295 頁、芦部 139～140 頁

³⁾ 例えば、非嫡出子法定相続分規定の憲法 14 条 1 項適合性の審査において、実質的関連性の基準を定立したとする。⑦目的審査では、「法律婚の尊重」という区別の目的の重要性を検討する。手段審査のうち、⑧手段適合性では、嫡出子・非嫡出子間に法定相続分の格差を設けること自体が「法律婚の尊重」という目的を達成する手段として役に立つのかを検討する。手段審査のうち、⑨手段必要性では、主として、(i) 嫡出子・非嫡出子間に法定相続分の格差を設けることと同程度以上に「法律婚の尊重」という目的を達成することができるより制限的でない他の選び得る手段の存否を検討する。仮に上記意味でのより制限的でない他の選び得る手段が存在しないという判断になった場合には、補充的に、(ii) 「法律婚の尊重」という目的を達成するために嫡出子・非嫡出子間に法定相続分の格差を設けることが必要であったとしても、1/2 もの格差を設けることまでは不要なのではないか（相続分格差をもっと小さくしても目的を達成することができるのではないか）について審査する余地がある。もっとも、上記 (ii) まで審査すべきかは事案によって異なるところ、非嫡出子法定相続分規定であれば、手段審査の本質は「嫡出子・非嫡出子間に法定相続分の格差を設けること自体」にあるのだから、「格差の程度」についてまで審査する必要はないと思われる。

⁴⁾ 三菱樹脂事件最高裁判例（最大判 S48.12.12・百 I 9）は、「元来、人の思想、信条とその者の外部的行動との間には密接な関係があり、ことに本件において問題とされている学生運動への参加のごとき行動は、必ずしも常に特定の思想、信条に結びつくものとはいえないとしても、多くの場合、なんらかの思想、信条とのつながりをもっていることを否定することができない」と述べており、「信条」について広く「社会的、政治的思想傾向」まで含むものと理解している（憲法学Ⅲ36～37 頁）。

後段列挙事由に特別の意味を認める立場は、狭義説又は中間説と結びつく。

(5) 門地

家柄を意味する。最も顕著なものは華族であるが、憲法の明文(14条2項)で廃止された。

芦部 140 頁

6. 判例

[判例 1] 尊属殺人事件

C

事案：改正前刑法 200 条では「自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」と規定していた。この尊属殺人重罰規定の合憲性が問題となった。

最大判 S48.4.4・百 I 25

要点：本判決は、①「憲法 14 条 1 項は、…事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでないかぎり、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解すべきこと」を確認した。

次に、②目的審査では被害者の卑属であることを理由に普通殺人罪よりも刑を加重すること自体(=区別そのもの)を審査し、「刑法 200 条の立法目的は、尊属を卑属またはその配偶者が殺害することをもって一般に高度の社会的道義的非難に値するものとし、かかる所為を通常の殺人の場合より厳重に処罰し、もつて特に強くこれを禁圧しようとするにあるものと解される。…尊属に対する尊重報恩は、社会生活上の基本的道義というべく、このような自然的情愛ないし普遍的倫理の維持は、刑法上の保護に値するものといわなければならない。しかるに、自己または配偶者の直系尊属を殺害するがごとき行為はかかる結合の破壊であつて、それ自体人倫の大本に反し、かかる行為をあえてした者の背倫理性は特に重い非難に値するということができる。このような点を考えれば、尊属の殺害は通常の殺人に比して一般に高度の社会的道義的非難を受けて然るべきであるとして、このことをその処罰に反映させても、あながち不合理であるとはいえない。そこで、被害者が尊属であることを犯情のひとつとして具体的事件の量刑上重視することは許されるものであるのみならず、さらに進んでこのことを類型化し、法律上、刑の加重要件とする規定を設けても、かかる差別的取扱いをもつてただちに合理的な根拠を欠くものと断ずることはできないとして、目的の憲法 14 条 1 項違反を否定した。

他方で、③手段審査では「刑罰加重の程度」(=区別の程度)を審査し、「普通殺のほかに尊属殺という特別の罪を設け、その刑を加重すること自体はただちに違憲であるとはいえないのであるが、…刑罰加重の程度いかんによつては、かかる差別の合理性を否定すべき場合がないとはいえない。…尊属殺の法定刑は、それが死刑または無期懲役刑に限られている点…においてあまりにも厳しいものというべく、上記のごとき立法目的、すなわち、尊属に対する敬愛や報恩という自然的情愛ないし普遍的倫理の維持尊重の観点のみをもつてしては、これにつき十分納得すべき説明がつかかねるところであり、合理的根拠に基づく差別的取扱いとして正当化することはとうていできない。以上のしだいで、刑法 200 条は、尊属殺の法定刑を死刑または無期懲役刑のみに限っている点において、その立法目的達成のため必要な限度を遥かに超え、普通殺に関する刑法 199 条の法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱いをするものと認められ、憲法 14 条 1 項に違反して無効であるとしなければならぬ」と判示した。

[判例 2] 非嫡出子相続分規定事件 (合憲)

B

事案：非嫡出子の法定相続分を嫡出子の 2 分の 1 とする民法 900 条 4 号但書の憲法 14 条 1 項違反が問題となった。なお、現在、民法 900 条 4 号但書が改正され、法定相続分の格差は解消されている。

最大決 H7.7.5・百 I [5 版] 31

要点：本決定は、①民法 900 条 4 号が遺言による相続分の指定等がない場合などにおいて補

百 I [5 版] 31 解説 2 (青柳幸一)、

充的に機能する規定であること（区別を設ける規定の補充性）、及び相続制度が総合考慮を要するものであり立法裁量に委ねられていることの 2 点を理由に、「本件規定における嫡出子と非嫡出子の法定相続分の区別は、その立法理由に合理的な根拠があり、かつ、その区別が右立法理由との関連で著しく不合理なものでなく、いまだ立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えていないと認められる限り、合理的理由のない差別とはいえず、これを憲法 14 条 1 項に反するものということとはできないというべきである」と述べ、合憲性推定の原則と結びついた単なる合理性の基準を採用したと解されている。

その上で、②「本件規定の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重するとともに、他方、被相続人の子である非嫡出子の立場にも配慮して、非嫡出子に嫡出子の 2 分の 1 の法定相続分を認めることにより、非嫡出子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものと解される。これを言い換えれば、民法が法律婚主義を採用している以上、法定相続分は婚姻関係にある配偶者とその子を優遇してこれを定めるが、他方、非嫡出子にも一定の法定相続分を認めてその保護を図ったものであると解される。現行民法は法律婚主義を採用しているのであるから、右のような本件規定の立法理由にも合理的な根拠があるというべきであり、本件規定が非嫡出子の法定相続分を嫡出子の 2 分の 1 としたことが、右立法理由との関連において著しく不合理であり、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものということとはできないのであって、本件規定は、合理的理由のない差別とはいえず、憲法 14 条 1 項に反するものとはいえない。」と結論付けた。

反対：多数意見に対しては、次のような反対意見がある。

①「本件は同じ被相続人の子供でありながら、非嫡出子の法定相続分を嫡出子のその 2 分の 1 とすることの合憲性が問われている事案であって、精神的自由に関係する事項ではないが、本件規定で問題となる差別の合理性の判断は、基本的には、非嫡出子が婚姻家族に属するか否かという属性を重視すべきか、あるいは被相続人の子供としては平等であるという個人としての立場を重視すべきかにかかっていると見える。したがって、その判断は、財産的利益に関する事案におけるような単なる合理性の存否によってなされるべきではなく、立法目的自体の合理性及びその手段との実質的関連性についてより強い合理性の存否が検討されるべきである。」

②「出生について責任を有するのは被相続人であって、非嫡出子には何の責任もなく、その身分は自らの意思や努力によって変えることはできない。出生について何の責任も負わない非嫡出子をそのことを理由に法律上差別することは、婚姻の尊重・保護という立法目的の枠を超えるものであり、立法目的と手段との実質的関連性は認められず合理的であるということとはできないのである。」

③本件規定は、国民生活や身分関係の基本法である民法典中の一条項であり、強行法規でないとはいえ、国家の法として規範性をもち、非嫡出子についての法の基本的観念を表示しているものと理解されるのである。そして本件規定が相続の分野ではあっても、同じ被相続人の子供でありながら、非嫡出子の法定相続分を嫡出子のその 2 分の 1 と定めていることは、非嫡出子を嫡出子に比べて劣るものとする観念が社会的に受容される余地をつくる重要な一原因となっていると認められるのである。本件規定の立法目的が非嫡出子を保護するものであるというのは、立法当時の社会の状況ならばあるいは格別、少なくとも今日の社会の状況には適合せず、その合理性を欠くといわざるを得ない。」

[判例 3] 非嫡出子相続分規定事件（違憲）

事案：非嫡出子の法定相続分を嫡出子の 2 分の 1 とする民法 900 条 4 号但書の憲法 14 条 1 項違反が問題となった。

裁判官中島敏次郎・同大野正男・同
高橋久子・同尾崎行信・同遠藤光男
の反対意見

A

最大決 H25.9.4・百 127

判旨：①「憲法 14 条 1 項は、法の下での平等を定めており、この規定が、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきことは、当裁判所の判例とするところである…。」

②「相続制度は、被相続人の財産を誰に、どのように承継させるかを定めるものであるが、相続制度を定めるに当たっては、それぞれの国の伝統、社会事情、国民感情なども考慮されなければならない。さらに、現在の相続制度は、家族というものをどのように考えるかということと密接に関係しているのであって、その国における婚姻ないし親子関係に対する規律、国民の意識等を離れてこれを定めることはできない。これらを総合的に考慮した上で、相続制度をどのように定めるかは、立法府の合理的な裁量判断に委ねられているものというべきである。この事件で問われているのは、このようにして定められた相続制度全体のうち、本件規定により嫡出子と嫡出でない子との間で生ずる法定相続分に関する区別が、合理的理由のない差別的取扱いに当たるか否かということであり、立法府に与えられた上記のような裁量権を考慮しても、そのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には、当該区別は、憲法 14 条 1 項に違反するものと解するのが相当である。」

③「それぞれの国の伝統、社会事情、国民感情…、その国における婚姻ないし親子関係に対する規律、国民の意識等…の事柄は時代と共に変遷するものでもあるから、その定め合理性については、個人の尊厳と法の下での平等を定める憲法に照らして不断に検討され、吟味されなければならない。…昭和 22 年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものといえることができる。

以上を総合すれば、遅くとも A の相続が開始した平成 13 年 7 月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである。

したがって、本件規定は、遅くとも平成 13 年 7 月当時において、憲法 14 条 1 項に違反していたものというべきである。」

④「本決定は、本件規定が遅くとも平成 13 年 7 月当時において憲法 14 条 1 項に違反していたと判断するものであり、平成 7 年大法廷決定並びに前記…の小法廷判決及び小法廷決定が、それより前に相続が開始した事件についてその相続開始時点での本件規定の合憲性を肯定した判断を変更するものではない。他方、憲法に違反する法律は原則として無効であり、その法律に基づいてされた行為の効力も否定されるべきものであることからすると、本件規定は、本決定により遅くとも平成 13 年 7 月当時において憲法 14 条 1 項に違反していたと判断される以上、本決定の先例としての事実上の拘束性により、上記当時以降は無効であることとなり、また、本件規定に基づいてされた裁判や合意の効力等も否定されることになろう。しかしながら、…本決定の違憲判断は、長期にわたる社会状況の変化に照らし、本件規定がその合理性を失ったことを理由として、その違憲性を当裁判所として初めて明らかにするものである。それにもかかわらず、本決定の

違憲判断が、先例としての事実上の拘束性という形で既に行われた遺産の分割等の効力にも影響し、いわば解決済みの事案にも効果が及ぶとすることは、著しく法的安定性を害することになる。法的安定性は法に内在する普遍的な要請であり、当裁判所の違憲判断も、その先例としての事実上の拘束性を限定し、法的安定性の確保との調和を図ることが求められているといわなければならない。このことは、裁判において本件規定を違憲と判断することの適否という点からも問題となり得るところといえる…。以上の観点からすると、既に関係者間において裁判、合意等により確定的なものとなったといえる法律関係までも現時点で覆すことは相当ではないが、関係者間の法律関係がそのような段階に至っていない事案であれば、本決定により違憲無効とされた本件規定の適用を排除した上で法律関係を確定的なものとするのが相当であるといえる。そして、相続の開始により法律上当然に法定相続分に応じて分割される可分債権又は可分債務については、債務者から支払を受け、又は債権者に弁済をするに当たり、法定相続分に関する規定の適用が問題となり得るものであるから、相続の開始により直ちに本件規定の定める相続割合による分割がされたものとして法律関係が確定的なものとなったとみることが相当ではなく、その後の関係者間での裁判の終局、明示又は黙示の合意の成立等により上記規定を改めて適用する必要がない状態となったといえる場合に初めて、法律関係が確定的なものとなったとみることが相当である。したがって、本決定の違憲判断は、Aの相続の開始時から本決定までの間に開始された他の相続につき、本件規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではないと解するのが相当である。」

[判例 4] 女子再婚禁止期間事件（合憲）

事案：平成 28 年改正前の民法 733 条 1 項は、「女は、前婚の解消又は取消しの日から 6 箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。」と定めていた。なお、[判例 5] の違憲判決を受けて、平成 28 年に、同条 1 項は「女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して百日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。」という内容に改正された。

本件では、女性の再婚禁止期間を 6 箇月と定める改正前民法 733 条 1 項の違憲性及び同条項を改正しなかったことによる国家賠償法上の違法性が問題となった。

判旨：「合理的な根拠に基づいて各人の法的取扱いに区別を設けることは憲法 14 条 1 項に違反するものではなく、民法 733 条の元来の立法趣旨が、父性の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにありと解される以上、国会が民法 733 条を改廃しないことが直ちに前示の例外的な場合に当たると解する余地のないことが明らかである。したがって、同条についての国会議員の立法行為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上、違法の評価を受けるものではないというべきである。」

[判例 5] 女子再婚禁止期間事件（違憲）

事案：[判例 4] と同様である。

要点：②「差別」の「合理的な根拠」の審査基準については、差別の「合理的な根拠」の審査の厳格度に影響する「事柄の性質」として、(i) 憲法 24 条 2 項が「婚姻及び家族に関する…具体的な制度の構築を…立法裁量に委ね」ているとする一方で、(ii) 憲法 24 条 2 項が「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画し」ていること、(iii) 婚姻の自由が「憲法 24 条 1 項の規定の趣旨に照らし、十分尊重に値するもの」であり、女性の再婚禁止規定が婚姻の自由「に対する直接的な制約を課すことが内容となっている」ことを認め、「本件規定については、その合理的な根拠の有無について以上のような事柄の性質を十分考慮に入れた上で検討をすることが必要である。」と述べている。

B

最判 H7.12.5・百 I [6 版] 30

A

最大判 H27.12.16・百 I 28

憲法判例の射程 63 頁

③目的審査では、「女性の再婚後に生まれた子につき父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐ」ために女性の再婚禁止期間を設けることの合理性を問題にしている。

④手段審査では、立法目的を達成するために女性の再婚禁止期間を6カ月間とするものの合理性を問題にしている。

⑤国家賠償については、「国会議員の立法過程における行動…についての評価は原則として国民の政治的判断に委ねられるべき事柄」であることを理由に、「仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない。もっとも、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けることがあるというべきである。」と判示している。

判旨：①「憲法14条1項は、法の下での平等を定めており、この規定が、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきことは、当裁判所の判例とするところである…。そして、本件規定は、女性についてのみ前婚の解消又は取消しの日から6箇月の再婚禁止期間を定めており、これによって、再婚をする際の要件に関し男性と女性とを区別しているから、このような区別をすることが事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものと認められない場合には、本件規定は憲法14条1項に違反することになると解するのが相当である。」

②「ところで、婚姻及び家族に関する事項は、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における夫婦や親子関係についての全体の規律を見据えた総合的な判断を行うことによって定められるべきものである。したがって、その内容の詳細については、憲法が一義的に定めるのではなく、法律によってこれを具体化することがふさわしいものと考えられる。憲法24条2項は、このような観点から、婚姻及び家族に関する事項について、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものと見える。また、同条1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と規定しており、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものと解される。婚姻は、これにより、配偶者の相続権（民法890条）や夫婦間の子が嫡出子となること（同法772条1項等）などの重要な法律上の効果が与えられるものとされているほか、近年家族等に関する国民の意識の多様化が指摘されつつも、国民の中にはなお法律婚を尊重する意識が幅広く浸透していると考えられることをも併せ考慮すると、上記のような婚姻をするについての自由は、憲法24条1項の規定の趣旨に照らし、十分尊重に値するものと解することができる。そうすると、婚姻制度に関わる立法として、婚姻に対する直接的な制約を課すことが内容となっている本件規定については、その合理的な根拠の有無について以上のような事柄の性質を十分考慮に入れた上で検討をすることが必要である。そこで、本件においては、上記の考え方に基づき、本件規定が再婚をする際の要件に関し男女の区別をしていることにつき、そのような区別をすることの立法目的に合理的な根拠があり、かつ、その区別の具体的内容が上記の立

本判決は、国家賠償法上の違法要件について、立法作為と不作為とを区別せず、⑦法令の違憲性の明白性と⑧正当性のない長期にわたる立法措置の懈怠に整理し、今後適用されるべき一般的基準として提示した（H28重判6解説4）。

法目的との関連において合理性を有するものであるかどうかという観点から憲法適合性の審査を行うのが相当である。以下、このような観点から検討する。」

③「…以上のような立法の経緯及び嫡出親子関係等に関する民法の規定中における本件規定の位置付けからすると、本件規定の立法目的は、女性の再婚後に生まれた子につき父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあると解するのが相当であり（最高裁平成4年（オ）第255号同7年12月5日第三小法廷判決・裁判集民事177号243頁（以下「平成7年判決」という。）参照）、父子関係が早期に明確となることの重要性に鑑みると、このような立法目的には合理性を認めることができる。…略…

④「そうすると、次に、女性についてのみ6箇月の再婚禁止期間を設けている本件規定が立法目的との関連において上記の趣旨にかなう合理性を有すると評価できるものであるか否かが問題となる。…上記のとおり、本件規定の立法目的は、父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあると解されるところ、民法772条2項は、「婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」と規定して、出産の時期から逆算して懐胎の時期を推定し、その結果婚姻中に懐胎したものと推定される子について、同条1項が「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。」と規定している。そうすると、女性の再婚後に生まれる子については、計算上100日の再婚禁止期間を設けることによって、父性の推定の重複が回避されることになる。夫婦間の子が嫡出子となることは婚姻による重要な効果であるところ、嫡出子について出産の時期を起点とする明確で画一的な基準から父性を推定し、父子関係を早期に定めて子の身分関係の法的安定を図る仕組みが設けられた趣旨に鑑みれば、父性の推定の重複を避けるため上記の100日について一律に女性の再婚を制約することは、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものではなく、上記立法目的との関連において合理性を有するものといえることができる。よって、本件規定のうち100日の再婚禁止期間を設ける部分は、憲法14条1項にも、憲法24条2項にも違反するものではない。これに対し、本件規定のうち100日超過部分については、民法772条の定める父性の推定の重複を回避するために必要な期間ということとはできない。…略…

以上を総合すると、本件規定のうち100日超過部分は、遅くとも上告人が前婚を解消した日から100日を経過した時点までには、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものとして、その立法目的との関連において合理性を欠くものになっていたと解される。以上の次第で、本件規定のうち100日超過部分が憲法24条2項にいう両性の本質的平等に立脚したものでなくなっていたことも明らかであり、上記当時において、同部分は、憲法14条1項に違反するとともに、憲法24条2項にも違反するに至っていたというべきである。

⑤「国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであるところ、国会議員の立法行為又は立法不作為が同項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかの問題であり、立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきものである。そして、上記行動についての評価は原則として国民の政治的判断に委ねられるべき事柄であって、仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではな

い。もっとも、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法不作為は、国家賠償法 1 条 1 項の規定の適用上違法の評価を受けることがあるというべきである。

…略…

以上によれば、上記当時においては本件規定のうち 100 日超過部分が憲法に違反するものとなつてはいたものの、これを国家賠償法 1 条 1 項の適用の観点からみた場合には、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反することが明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたって改廃等の立法措置を怠っていたと評価することはできない。したがって、本件立法不作為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法の評価を受けるものではないというべきである。」

[判例 6] 夫婦同氏事件

事案：民法 750 条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」として、夫婦同氏制を定めている。

本件では、民法 750 条の憲法 13 条・14 条・24 条違反が問題となった。

要点：本判決は、①「氏の変更を強制されない自由」の憲法上の保障については、(i)「氏は、婚姻及び家族に関する法制度の一部として法律がその具体的な内容を規律しているものである」として氏を法制度に依存する(従属する)権利と捉えた上で、(ii)民法の氏に関する規定から、「氏」には「名と同様に個人の呼称としての意義がある」一方で「名とは切り離された存在として社会の構成要素である家族の呼称としての意義がある」と述べ、(iii)そのことを理由に、「氏が、親子関係など一定の身分関係を反映し、婚姻を含めた身分関係の変動に伴って改められることがあり得ることは、その性質上予定されているといえる」として、「憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない」と述べている。

②憲法 14 条 1 項違反については、「我が国において、夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占める」ために本件規定が「ほとんど女性のみにも不利益を負わせる効果を有する」という点について、「それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということとはできない」との理由から、「…本件規定は、夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。」と述べ、憲法 14 条 1 項違反を否定している。ここでは、区別が法令の「規定のあり方自体から生じた結果」でない場合には、14 条 1 項違反が問題となる形式的な不平等に当たらないという立場が採られていると解される。

③上記①・②のように述べた上で、(i)本件規定は憲法 24 条 1 項の規定の趣旨に照らし十分尊重に値するものと解される婚姻の自由に対する「直接の制約を定めたものではないこと、(ii)憲法 24 条 2 項が「…婚姻及び家族に関する…具体的な制度の構築を…国会の…立法裁量に委ね」ていることを理由に、本件規定の合憲性の問題を、「権利の制限」(＝権利の理論)ではなく、本件規定が「婚姻及び家族に関する」制度形成の国会の立法裁量の範囲を超えるかという制度形成の問題と捉えている。

そして、憲法 24 条 2 項が「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとす

A (総)

最大判 H27.12.16・百 1 29

憲法判例の射程 68 頁

H28 重判 7 解説 2 (小山剛)

事項索引

【あ】

明らかな差し迫った危険の基準 p222、224
アクセス権 p188、189
「悪徳の栄え」事件 p203
上尾市福祉会館事件 p223
旭川学力テスト事件 p156、311、**312**、315
旭川市国民健康保険条例事件 p370、**371**
朝日訴訟 p300
新しい人権 p79、**80**、94
あん摩師等法事件 p212

【い】

違憲審査基準 p12、13、14、16、17、18、19、20、29
違憲審査基準論 p246
違憲審査（権）（制） p97、336、337、348、362、**382**
違憲審査の基本形 p17、96
違憲審査の基本的な枠組み **p16**、17、27、29
違憲審査（権）の性格 p383
違憲審査（権）の対象 p337、350、**385**、386
違憲審査の枠組み **p16**、27、45
違憲主張の適格 p32、386
違憲的適用部分 p14、25、384、388
違憲判決の効力 p389
石井記者証言拒否事件 p191
「石に泳ぐ魚」事件 p86
萎縮効果 p52、**161**、164、165、171
泉佐野市民会館事件 p221、224
「板まんだら」事件 p349
一元的外在制約説 p45
一元の内在制約説 p45
一時的な移動の自由 p248
一事不再議 p335
一事不再理 p268
一般的・抽象的な法規範 p326
一般的行為自由説 p79、80
一般的・抽象的な法規範 p326
委任命令 p247、299、324、**327**、328、
委任立法 p16、326、**327**、328、
医薬品ネット販売事件 p324、328、
医療類似行為事件 p236
淫行処罰条例事件 p168
インターネット異性紹介事業 **p213**、214
インターネット上の表現 p207

【う】

「宴のあと」事件 p80、**85**、86、87
上乗せ条例 p33、**377**

【え】

営業の自由 p11、12、14、15、34、35、211、**232**、244
営利的言論（営利広告） **p211**、212
NHK 記者証言拒否事件 p196
NHK 受信料訴訟 p183
愛媛玉串料事件 p137、138、**145**
LRA の基準（原則） p17、63
LRA の審査 p23
「エホバの証人」剣道受講拒否事件 p26、133、140
「エホバの証人」輸血拒否事件 p93

【お】

大分県屋外広告物条例事件 p218
「公の支配」 p374
おことば p8
尾崎所得税法事件 p267
オブライエン・テスト p212

【か】

海外渡航 p249
会期 p333
会期制 p333
会期独立の原則 p333
会議の公開 p335
会期不継続の原則 p333
会計検査院 p373
外国人管理職訴訟 p57
外国人地方選挙訴訟 p56
外国人の人権享有主体性 p52
外在的制約論 p354
外務省秘密漏洩事件 p194
外面的精神活動の自由 p156
下級裁判所の違憲審査権 p385
閣議 p344、**345**
学習権 p311、312
覚せい剤密売電話傍受事件 p230
学生無年金障害者訴訟 p307
学問研究の自由 **p155**、156
学問の自由 p19、36、**155**、156、157

加持祈禱事件 p129、130
課税要件法定主義 p370
課税要件明確主義 p370
河川附近地制限令事件 p260、262
過度の広汎性の原則（過度の広汎性ゆえに無効） p17、171、
385
神奈川県臨時特例企業税事件 p380
髪型の自由 p92
川崎民商事件 p265、266
環境権 p47、94
間接適用説 p75
間接民主制 p7

【き】
議員懲罰権 p338、339
議員定数不均衡 p286
議員の資格争訟の裁判 338、350、354
議員の釈放要求権 p338
議院規則制定権 p338、389
議院自律権 p332、338、339
議院内閣制 p346
議院の権能 p338
議会主義 p321、323
議会制民主主義 p323
機関訴訟 p349
規制の周辺部分の不明確性を理由とする法令全体の違憲主張 p389
貴族院 p323
吉祥寺駅構内ピラ配布事件 p199、215
岐阜県青少年保護育成条例事件 p21、165、176、180
基本的人権 p11
「君が代」起立斉唱職務命令拒否事件 p122
「君が代」ピアノ伴奏職務命令拒否事件 p120
義務教育の無償 p311、316
客観訴訟 p349、390
宮廷費 p8
教育権 p311、312
教育内容決定権の所在 p311
教育の自由（教授の自由） p156、312、313
教育を受けさせる義務 p311、319
教育を受ける権利 p297、311、319
教科書検定 p176、315、316
共産党袴田事件 p322、353、360、362
行政権 p6、308、321、325、342
行政国家 p231、326

行政手続 p263、264、265、266
強制調停違憲決定 p271、365
行政立法 p299
京都市古都保存協力税条例事件 p131
京都府学連事件 p79、80、81、82、87
虚偽表現の自由 p212
居住・移転の自由 p248～
禁煙処分事件 p247～
緊急集会（参議院の緊急集会） p334
近代的意味の憲法 p1
近代立憲主義 p2、6、73、95、270、368
近代立憲主義憲法 p2、6
勤労の義務 p319
勤労の権利 p297、319

【く】
グーグル検索結果削除請求事件 p28、89
苦役からの自由 p75、79、263
具体的権利説 p297、307
具体的財産権 p251、252、253
具体的事件性 p348
具体的な争訟 p6、348、383
熊本丸刈り事件 p91
君主 p6、345
君主制 p346
軍隊 p10
群馬司法書士会事件 p49

【け】
刑事補償請求権 p273
経済的自由（権） p231～
警察比例の原則 p232
警察法改正無効事件 p350
警察予備隊違憲訴訟 p348、383
形式的平等 p95、97、114
形式的意味の憲法 p1
形式的意味の立法 p325
形式的観点（形式的正当化） p12、16、17、164
「月刊ペン」事件 p206
決算審査 p373
結社の自由 p228～
教科書代負担請求訴訟 p316
検閲 p171～
見解規制 p177
厳格審査の基準 p14、20、21、22、24

- 厳格な基準 p13、14
- 厳格な合理性の基準 **p14、22、233、239**
- 研究結果の発表の自由 **p156、157**
- 「健康で文化的な最低限度の生活」 p297
- 検察権 p341
- 「現実の悪意」論 p207
- 元首 p346
- 現代的プライバシー権 p81
- 憲法 p1
- 憲法適合的解釈 p384
- 憲法的正当化 p12、13、16
- 憲法の形式的最高法規性 p2
- 憲法の最高法規性 p2、336、382、385
- 憲法の変遷 p393
- 憲法の法源 p3
- 憲法の法律留保事項 p376
- 憲法の保障 p382
- 憲法改正 p391～
- 憲法改正の限界 p392
- 憲法改正権 p5、6、7、392、393
- 憲法改正国民投票（国民投票） p392
- 憲法慣習 p3
- 憲法裁判所 p383
- 憲法制定権力 p2、6、7、391、392、393
- 憲法前文 p6、7、9、44、393
- 憲法判断回避の準則 p383
- 憲法判断の方法 p385
- 憲法保障 p381
- 憲法優位説 p386
- 権力分立 p8、**321**、325、326、338、339、340、364、375、
382、383
- 【こ】
- 公共の福祉 p12、45
- 公共利害事実 p206
- 公金支出 p135、137、139、140、**374**
- 合憲限定解釈 p24、25、26、165、383、384
- 合憲限定解釈の限界 p384
- 合憲性推定の原則 p100
- 合憲的適用部分 **p384**、388、389
- 公権力によって個人情報に強制的に収集されない権利 p82
- 皇室経費 p8
- 麴町中学校内申書事件 p119
- 公衆浴場事件 p235
- 公人行為説 p8
- 孔子廟訴訟 p151
- 公正な裁判 p348
- 公正な論評の法理 p208
- 硬性憲法 p1、2、4、337、382、391
- 公正取引委員会 p343
- 交戦権 p9、10
- 皇族 p46
- 皇族費 p8
- 公布 p392
- 公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利 p265
- 公民権停止事件 p275
- 公務員の人権 p58～
- 公務員の政治活動の自由 p59
- 公務員の争議行為 p66
- 公務就任権 p57
- 小売市場事件 p24、233、**237**
- 合理的関連性の基準（合理性の基準） p15、25
- 合理的期間 p286、288
- 合理的理由 p96、97
- 公立図書館の図書廃棄事件 p162
- ゴーマニズム宣言事件 p209
- 国際慣習 p52、53
- 国際人権規約 p187
- 国際平和支援法 p187
- 国事行為 **p8**、336、344、345、346、347
- 国事行為説 p8
- 国政調査権 p339
- 国籍法違憲訴訟 p96、**110**
- 国籍離脱の自由 p250
- 告知・聴聞 p263
- 国民主権（原理） **p5、6**、56、57
- 国民審査 p363
- 国民代表 p7、274、324
- 国民投票（制度） p392
- 国務請求権 p270
- 国務大臣 p344
- 国務大臣の任免権 p344
- 個人情報情報 p83、89
- 個人情報 p81、82、83
- 個人の尊厳（尊重） p2、79
- 国家 p1
- 国家行為の理論 p77
- 国会 p323～
- 国会議員の権能 p333
- 国会議員の地位 p331
- 国会単独立法の原則 **p326**、327、381

国会中心立法の原則 p326
 国会の活動 p333
 国会の権能 p335
 国会の召集 p345
 国会の承認を得られなかった条約の効力 p337
 国会の条約修正権 p338
 国会の地位 **p323**、373
 国会法と議院規則との効力上の優劣関係 p338
 国家緊急権 p382
 国家権力の最高独立性 p6
 国家公安委員会 p342
 国家と宗教の分離 p126、**135**
 国家賠償 p271
 国権の最高機関 p324
 国権の発動たる戦争 p9
 国有地売却特措法事件 p254
 国労広島地本事件 p50
 個別的基本権 p80
 戸別訪問禁止事件 p27、178、284、285
 固有の意味の憲法 p1
 婚姻の自由 p18、46、102、105
 根本規範 p2
 根本法 p1

【さ】

在宅投票廃止違憲訴訟 p250、271、**275**、279
 在外日本人選挙権制限規定違憲訴訟 p21、271、**277**
 在監者 p58、**70**
 罪刑法定主義 p164、263、328、377
 最高裁判所 p362
 最高裁判所規則と法律の優劣 p365
 最高裁判所規則の所轄事項を法律で定めることの可否 p364
 最高裁判所の規則制定権 p364
 最高裁判所裁判官の国民審査 p363
 最高裁判所の法律案提出権 p327
 最高法規 p2
 財産権 p251～
 財産権の内容形成 p251、252
 財政民主主義 p370、373、374
 再入国の自由 p54
 裁判の公開 p365
 裁判を受ける権利 p270
 裁判員制度 p365
 裁判員制度違憲訴訟 p365
 裁判官の再任 p362

裁判官の職権の独立 p66、**368**
 裁判官の弾劾 p350
 裁判官の任期 p362
 裁判官の良心 p368
 裁判規範 p6、77、298、316
 裁判所 p362～
 裁判所の組織 p362
 裁判請求権 p188、270
 裁判批判 p369
 歳費請求権 p331、333
 在留権 **p52**、53、54
 差別 p95～
 差別的増悪言論 p210
 サラリーマン税金訴訟 p96、**113**
 猿払事件 **p59**、62、178、225、285
 参議院 p329
 参議院の緊急集会 p334
 参議院非拘束名簿式比例代表制違憲訴訟 p282
 残虐刑の禁止 p268
 サンケイ新聞事件 **p189**、208
 三者間形式 p25、**29**
 参審制 p365、366
 参政権 p274～
 三段階審査論 p16
 三段階審査論以外の手法 p26
 暫定予算 p373

【し】

自衛官合祀訴訟 p154
 自衛権 p10
 自衛戦争 p9
 自衛隊官舎ビラ配布事件 p198
 塩見訴訟 p56、367
 死刑合憲判決 **p268**、305
 自己決定権 p91～
 自己実現 p161、210、211
 自己情報コントロール権 p81、82
 自己統治 p161、177、198、210、211
 自己負罪拒否特権 p266
 自主法 p376
 慈照寺事件 p349
 私生活上の自由 p79、82、230
 事前運動の禁止違反事件 p285
 自然権(思想) p1、2、74、313、382、391、393
 自然人と異なる特別の制約 p47

- 事前抑制 p171、173
- 事前抑制たる側面を有するもの p176
- 思想の自由市場 p178、210、211、219
- 思想・良心の自由 p116
- 自治事務 p375、376
- 実質的意味の憲法 p1、3
- 実質的意味の立法 p325、326
- 実質的関連性の基準 p14、22、23、98、114
- 実質的証拠法則 p343
- 実質的正当化 p45
- 実質的平等 p95、96、114
- 私的自治の原則 p74、75、77
- 自動車事故報告義務事件 p267
- 自白 p268
- 死票 p281、330、331
- 司法権 p348～
- 司法権の限界 p349
- 司法権の独立 p340、341、368、369
- 司法権の範囲 p348
- 司法国家 p321
- 司法事実 p26、385
- 司法書士法違反事件 p244
- 資本主義 p74、95、248
- 指紋押捺拒否事件 p82、83、87
- 社会学的代表 p323、324
- 社会契約 p1
- 社会権 p44、297
- 社会国家 p3、47、232、251、261、262、321、326、342
- 社会的身分 p98
- 謝罪広告強制事件 p118
- 車内広告放送事件 p90
- 自由委任 p324
- 自由権 p44
- 集会の自由 p220～
- 集会のために公共施設を利用する権利 p220、221
- 週刊文春記事差止事件 p176
- 衆議院 p329～
- 衆議院の解散 p8、334、346
- 衆議院の優越 p329
- 住基ネット事件 p82、89
- 宗教的人格権 p154
- 宗教上の組織若しくは団体 p135、136、374
- 宗教的結社の自由 p126、127、128
- 宗教的行為の自由 p26、127、128
- 宗教的中立性 p133、135
- 宗教の意味（信教の定義） p126
- 宗教法人解散命令事件 p34、128、129、388
- 宗教問題 p349
- 住居等の不可侵 p265
- 自由国家 p95、261、262
- 私有財産制 p44、251、259
- 自由裁量行為 p350
- 自由主義 p1、3、72、126、321、375
- 自由選挙 p274
- 集団行動の自由 p225
- 集団暴徒化論 p226
- 自由と平等 p3、95、97
- 自由の基礎法 p2
- 重複立候補制度・比例代表制・小選挙区制違憲訴訟 p280
- 十分尊重に値する権利 p18
- 住民自治 p354、375
- 14条1項後段列举事由 p97、98、114
- 主観訴訟 p349
- 主権 p6
- 取材源の秘密 p196
- 取材の自由 p191～
- 主題規制 p177
- 手段相当性（相当性） p17
- 手段適合性 p21、23、24、98
- 手段必要性 p21、23
- 手段の合理的関連性 p24
- 手段の実質的関連性 p22、180
- 手段の必要最小限度性 p21
- 酒類販売免許制事件 p233、234、235、244
- 常会 p333、334
- 消極的結社の自由 p229
- 消極的団結権 p318
- 消極的表現の自由 p161、218
- 消極目的 p232～
- 証券取引法事件 p251、253、257
- 少数代表制 p330、331
- 小選挙区（制） p280、330
- 肖像権 p87
- 象徴行為説 p8
- 象徴的言論 p212
- 証人審問権・喚問権 p266
- 条約 p336
- 条約と憲法の優劣関係 p336
- 条約と法律の優劣関係 p336
- 条約の違憲審査 p337

将来効判決 p390
条例 p376
条例による課税 p377
条例による罰則の設定 p377
条例による財産権の制限 p376
昭和女子大事件 p76
職業遂行の自由 p232
職業選択の自由 p231～
女子再婚禁止期間事件 p18、46、**102**、272
食品緊急措置法違反事件 p200
職業の開始・継続・廃止 p232
食管法事件 p298、**299**、300、301
処分違憲 p24、25、26、37、389
処分的法律 p326
署名活動 p270
自律権 p338、339、340、350、353～
自律権に属する行為 p350
知る権利 p185
知る自由 p179
白タク営業事件 p236
人格的自律権 p91
人格的生存に不可欠 p80、91
人格不可侵の原則 p2
信教の自由 p126～
人権の観念 p3、44
人権の享有主体性 p46～
人権の固有性 p**44**、79、81、82
人権の私人間効力 p74
人権の不可侵性 p**44**、45、97
人権の普遍性 p44
人権宣言 p44、126、393
信仰の自由 p126
人事院 p39、342、343
真実性の錯誤 p209
真実性の証明 p206
人身の自由 p263
迅速な裁判 p265
身体の権利 p79
侵略戦争 p9
森林法共有林事件 p93、215、253、**255**、257
人類普遍の原理 p5、6

【す】

砂川事件 p10、337、**351**

【せ】

生活保護（法） p297～
生活保護老齢加算廃止訴訟 p299、**302**
請願権 p270
税関検査事件 p**166**、**171**、180、315、**384**
政教分離（の原則） p44、132、**135**～
制限規範 p2
政見放送の削除 p295
政治活動の自由 p46、52、59
政治献金 p47
政治的代表 p323、324
政治的表現の自由 p**198**、200、230
精神的自由（権） p45、164
生存権 p297～
生存権の法的性格 p297
政党 p321、322、324
政党国家 p321、324
「正当な補償」 p261、262
政党に関する国家の態度 p322
制度的保障 p**44**、45、136、157、375
性表現（わいせつ表現） p201
成文憲法 p1
成文法 p3
生命の権利 p79
関ヶ原署名調査事件 p270
世襲制 p46
積極的差別解消措置 p98、**114**
積極目的（規制） p233
絶対的わいせつ概念 p204
前科照会事件 p81、82、83
選挙運動の自由 p284
選挙区 p330
選挙権 p274
選挙制度 p279、330
「全国民で代表」の意味 p323
戦争の放棄 p9
全体の奉仕者 p59、62、67、68、120、121、123、124
全通東京中郵事件 p59、**66**、67、68
全通名古屋中郵事件 p69
せん動 p200
全農林警職法事件 p67、68
戦力 p9、10、393
戦力の不保持 p9

【そ】

争議行為 p66～、318
総合衡量型の枠組み p139
総辞職 p344、345、347
相対的平等 p96、97
相対的わいせつ概念 p203、205
総評サラリーマン税金訴訟 p307
租税 p370
租税法律主義 p319、370、377
租税法律主義の適用範囲 p370
措置法 p326
空知太神社事件 p139、**148**、374
村会議員出席停止事件 p353、**354**、355、357
損失補償 p259～
尊属殺人事件 p99
尊重に値する権利 p18

【た】

第一次家永教科書訴訟 p176、315
第一次国会乱闘事件 p332
大学における学問の自由 p156、157
大学の自治 p44、114、155、**157**、158
第三者所有物没収事件 p263、**387**、388
第三者の憲法上の権利の援用 p386
対審 p266、271、365
大選挙区 p330
対抗言論の法理 p207
大統領制 p346
第2次メイプルソープ事件 p205
代表の方法 p330
代表民主制 p5、**7**、198、275、284、322、323、340
台湾元日本兵損失補償請求事件 p386
高田事件 p265
滝川事件 p155
多数代表制 p330
弾劾裁判所 p335、350
団結権 p318
団体交渉権 p318
団体行動権 p318
団体の自治 p353
団体の内部問題 p353～

【ち】

地方公共団体 p375～
地方自治 p375～

地方自治特別法 p326、**381**
地方自治の本旨 p354、375、376
チャタレイ事件 p202、205
中選挙区 p330
抽象的違憲審査制 p383
抽象的権利説 **p297**、298、299、307
直接憲法に基づく補償の請求 p262
直接請求制度 p358
直接選挙 p274
直接保障される権利 p18
直接民主制 **p7**、358
沈黙の自由 p117、161

【つ】

通常選挙 p278、291
通信の秘密 p44、**229**～
津地鎮祭事件 p132、136、138、**140**

【て】

低価値表現 p200
定義づけ衡量 p200
抵抗権 p382
定住外国人 p54、56
定足数 p334
TBS事件 p193
敵意ある聴衆の法理 p223
適正手続 p2、**263**、348
適用違憲 p13、14、24、25、26、37、389
デモ行進の自由 p225
寺西事件 p66
伝習館高校事件 p314
伝統的プライバシー権 **p81**、82
天皇 p7、8、46、392
天皇の権能 p7
天皇の公的行為 p8
天皇の国事行為 **p8**、336、344、345、346、347
天皇の人権 p46
天皇機関説 p155
天皇制 p7

【と】

党議拘束 p324
東京都教祖事件 p68
東京都公安条例事件 p225、**226**
東京都の特別区 p375

東京都売春取締条例事件 p113
 東大ボロボロ事件 p156、157、**158**
 統治権 p1、6、325、348
 統治権の総攬者 p325
 統治行為 p337、**350**～
 同輩中の首席 p344
 投票価値の平等 p286～
 徳島市公安条例事件 **p165**、377、378、381
 特別永住者 p57
 特別会 p333、334
 特別権力関係の理論 **p58**、70
 特別裁判所の禁止 p362
 独立行政委員会 p342～
 独立権能説 p340
 どぶろく事件 p92
 苫米地事件 **p350**、**351**、352
 富平神社事件 p139、**150**
 富山大学事件 p353、**359**
 奴隷的拘束からの自由 p79

【な】

内閣 p342～
 内閣総理大臣 p344
 内閣総理大臣の指名 p329、**330**、335、346
 内閣の権能 p336、**345**
 内閣の憲法改正発案権 p391
 内閣の助言と承認 p8、336、344
 内閣の組織 p344
 内閣の法律案提出権 **p326**、327
 内閣の連帯責任 p346
 内閣不信任決議 p326
 内在・外在二元的制約説 p45
 内面的精神活動の自由 p116
 長崎教師ビラ事件 p208、209
 長沼事件 p6、**352**
 長良川事件報道訴訟 p209
 奈良県ため池条例事件 **p254**、377
 成田新法事件 p220、225、**263**、**264**

【に】

新潟県公安条例事件 p225
 二院制 p329、334、338
 西陣ネクタイ事件 p243
 二重の危険 p268
 二重の基準 p164

二重のしぼり論 p68
 日米安全保障条約 p351
 日曜日授業参観事件 p131
 日本新党繰上補充事件 p324、**361**
 日本国憲法 p1～
 日本国憲法の基本原理 p5
 入国の自由 p52
 人間の尊厳 p5、56、156、382
 認証 p336、344、345、362

【の】

納税の義務 p319
 農地改革事件 p261、262
 ノンフィクション「逆転」事件 p84、**85**、209

【は】

「バイク三ない原則」事件 p92
 配信サービスの抗弁 p209
 陪審制 p365～
 破壊防法違反事件 p201
 博多駅事件 p18、190、191、**192**、194、211
 漠然性ゆえに無効の法理 p164
 パターナリズム p72、73
 パターナリスティックな制約 p72
 パブリック・フォーラム p161、199、**215**、**217**、221
 判決事実 p26、385
 判決で違憲とされた法律の効力 p389
 判決理由 p390
 ハンセン病訴訟 **p249**、271
 判断過程審査 **p26**、305
 判例・学説の使い方 p27、28
 判例の拘束力と変更 p390
 反論権 p189

【ひ】

被疑者の権利 p264
 被告人の権利 p265
 批准 p336、337
 非訟事件 p271
 被選挙権 p46、274、275、280
 非嫡出子相続分規定事件 p99、100
 非適用説 p75
 筆記行為の自由 p18、**185**
 ヒッグス・アラン事件 p56
 1人別枠方式 p292

秘密会 p335
 秘密選挙 p274
 百里基地事件 p77
 病院長自殺国賠訴訟 p332
 表決数 p334、335
 表現行為を理由とする不利益取扱い p178
 表現内容規制 p19、161、**176**、177、178、199、210、211、
 212、213
 表現内容中立規制 p19、161、**177**、178
 表現の自由 p161～
 表現の自由と国家による援助 p162
 平等 p95～
 平等権 p95
 平等原則 p95
 平等選挙 p274、287
 ビラ配布 p215
 ビラやポスターの貼付 p217
 比例原則 p359
 比例代表制 p280
 広島市暴走族追放条例事件 p165、**169**、**224**

【ふ】

夫婦所得課税違憲訴訟 p109
 夫婦同氏事件 p105
 福岡県青少年保護育成条例事件 p168
 福祉国家 p95、114、233、271、299、342
 複数選挙 p274
 副総理 p345
 付随的制約 p18、19、178、181
 付随的違憲審査制（付随的審査制） **p383**、385、386、389
 390
 不逮捕特権 p331、334
 普通教育 p311～
 不当な逮捕・抑留・拘禁からの自由 p264
 部分社会の法理 p353～
 不文法 p3
 不法出国・密輸事件 p54
 プライバシー外延情報 p83
 プライバシー権 p80～
 プライバシー固有情報 p83
 不利益な供述 p266、267
 武力による威嚇 p9
 プログラム規定説 **p297**、298、300
 文民 p344

【へ】

ヘイト・スピーチ p210
 平和主義 **p9**、393
 平和的生存権 p6
 弁護士依頼権 p266

【ほ】

帆足計事件 p249
 包括的基本権 p78
 法規 p325、326
 防御権 p16、26、399、306、313
 法源 p3、4、390
 法人の人権享有主体性 p46
 放送の自由 p197
 法治国家 p2
 法治主義 **p3**、58、339
 傍聴の自由 p335、365
 法定受託事務 p376
 報道の自由 p189、**190～196**、211、335、365
 法の支配 **p2**、**3**、58、270、326、350
 法の下での平等 p95
 法規の一般性・抽象性 p326
 法律案 p329、335、372
 法律意見書形式 p18、**30**
 法律上の争訟 p348
 法律による国家賠償責任の制限・免除 p272
 「法律の範囲内」 p377
 法律の留保 p16、44、45、371
 法令違憲 **p13**、14、19、25、**26**、**389**
 法令中の他の規定・法令全体の違憲主張 p386
 傍論 p390
 保障の外延（周辺）に属する権利 p18
 保障の中核に属する権利 p18
 補償の要否 p260
 補助的権能説 p340
 牧会事件 p128
 「北方ジャーナル事件」 **p173**、176、199、206、207、213、
 316
 堀木訴訟 p29、299、**301**、303、306
 堀越事件 p17、**62**、198、235、384

【ま】

マククリーン事件 **p52**、54
 マス・メディア p74、185、188、189、198、225、369

【み】

未成年者 p73、270
三井美唄炭鉱労組事件 p50、279
三菱樹脂事件 p74、75、98
南九州税理士会事件 p49
箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟判決 p136
民衆訴訟 p349
民主主義 p7
民主政の過程 p164
民主政の理論 p351
民定憲法 p4

【め】

明確性の原則（理論） p16、17、164
明白かつ現在の危険の基準 p72、177
明白の原則 p14、15、24、233、235、236、305
明文根拠のない基本権 p79～
名簿式比例代表制 p282～
名誉毀損表現 p205、206、208
名誉毀損被告事件 p207
名誉権 p173、174、175
免責特権 p331、332、354

【も】

目的効果基準 p138、139、140
目的手段審査 p12、14、16、18、20、96、97、233、384
黙秘権 p265、266、267、341
森川キャサリン事件 p54
門地 p98

【や】

役員選任権 p338
薬事法事件 p12、231、232、233、234、238、244、245
八幡製鉄事件 p46、47、49、322
ヤミ米販売事件 p385

【ゆ】

唯一の立法機関 p58、323、325、326、327、328、335、364、
365、390
「夕刊和歌山時事」事件 p198、206、208
郵便法違憲訴訟 p272
緩やかな基準 p13

【よ】

予算 p372

予算案 p329、330
予算修正権 p373
予算先議権 p329
予算と法律の不一致 p372
予算の増額修正 p373
予算の法的性質 p372
四畳半襖の下張り p204
米内山事件 p353
「よど号ハイジャック記事抹消事件」 p27、63、71、179、186
より制限的でない他の選び得る手段 p13、21、22、23、98、
18

【り】

利益較量論 p16、17、71、246
立憲的意味の憲法 p1
立候補の自由 p50、279
立法行為 p271、272
立法不作為の違憲確認 p298、307
立法不作為の国家賠償法上の違法性 p271、272
立法裁量 p17、19
立法事実 p14、15、20、21、22、23、24、26、233、234、
385、390
立法目的 p20、21、40
両院協議会 p329、330
旅券発給拒否処分事件 p248
旅行の自由 p249
臨時会 p333、345

【れ】

令状主義 p230、265
レペタ事件 p18、186
蓮華寺事件 p349

【ろ】

労働基本権 p318
ロス疑惑配信記事訴訟 p209
ロッキード事件丸紅ルート p344

【わ】

わいせつ表現 p201
わいせつ文書 p202
ワイマール憲法 p3
忘れられる権利 p84、85
早稲田大学講演会事件 p82、88

判例索引

- ・最大判 S23.3.12 (死刑合憲判決・百Ⅱ115) p**268**、305
- ・最大判 S23.3.24 p79
- ・最大判 S23.5.5 p265
- ・最大判 S23.6.30 p268
- ・最大判 S23.7.29 p266
- ・最大判 S23.9.29 (食管法事件) p298、**299**、300、301
- ・最大判 S23.12.27 p266
- ・最大判 S24.5.18 (食品緊急措置法違反事件・百Ⅰ48) p200
- ・最大判 S25.2.1 (ヤミ米販売事件) p385
- ・最大判 S27.2.20 p363、364
- ・最大判 S27.8.6 (石井記者証言拒否事件) p191
- ・最大判 S27.10.8 (警察予備隊違憲訴訟・百Ⅱ187) p348、**383**
- ・最大決 S28.1.16 (米内山事件) p353
- ・最大判 S28.12.23 (農地改革事件・百Ⅰ100) p261、262
- ・最判 S29.1.22 (百Ⅰ [6版] 105) p260
- ・最判 S29.2.11 p348
- ・最大判 S29.11.24 (新潟県公安条例事件・百Ⅰ82) p225
- ・最大判 S30.1.26 (公衆浴場事件・百Ⅰ89) p235
- ・最大判 S30.2.9 (公民権停止事件・百Ⅱ146) p275
- ・最大判 S30.4.22 (百Ⅱ207) p364
- ・最大判 S31.7.4 (謝罪広告強制事件・百Ⅰ33) p118
- ・最大判 S32.12.25 (不法出国・密輸事件) p54
- ・最大判 S32.3.13 (チャタレイ事件・百Ⅰ51) p**202**、205
- ・最大決 S33.2.17 (百Ⅰ [6版] 76) p365
- ・最大決 S33.7.10 p364
- ・最大判 S33.9.10 (帆足計事件・百Ⅰ105) p249
- ・最大判 S33.10.15 (東京都売春取締条例事件・百Ⅰ32) p113
- ・最大判 S34.12.16 (砂川事件・百Ⅱ163) p10、337、**351**
- ・最大判 S35.1.27 (医療類似行為事件・百Ⅰ [5版] 99) p236
- ・最大判 S35.6.8 (苫米地事件・百Ⅱ190) p**350**、**351**、352
- ・最大決 S35.7.6 (強制調停違憲決定・百Ⅱ124) p271、365
- ・最大判 S35.7.20 (東京都公安条例事件・百ⅠA8) p225、**226**
- ・最大判 S35.10.19 (村会議員出席停止事件・百Ⅱ181) p353、**354**、355、357
- ・最大判 S36.2.15 (あん摩師等法事件・百Ⅰ54) p212
- ・最大判 S36.9.6 (夫婦所得課税違憲訴訟・百Ⅰ [6版] 33) p109
- ・東京地判 S37.1.22 (第一次国会乱闘事件) p332
- ・最大判 S37.3.7 (警察法改正無効事件・百Ⅱ180) p350
- ・最判 S37.5.2 (自動車事故報告義務事件・百Ⅱ117) p267
- ・最大判 S37.5.30 (百Ⅱ208) p376、**377**
- ・最大判 S37.11.28 (第三者所有物没収事件・百Ⅱ107) p263、**387**
- ・最大判 S38.3.27 (百Ⅱ200) p375
- ・最大判 S38.5.15 (加持祈禱事件・百Ⅰ38) p129
- ・最大判 S38.5.22 (東大ポポロ事件・百Ⅰ86) p156、157、**158**

- ・最大判 S38.6.26 (奈良県ため池条例事件・百 I 98) p**254**、377
- ・最大判 S38.12.4 (白タク営業事件・百 I 90) p236
- ・最大判 S39.2.26 (教科書代負担請求訴訟・百 II A11) p316
- ・東京地判 S39.9.28 (「宴のあと」事件・百 I 60) p81、**85**、87
- ・最判 S41.2.8 p348、349
- ・最大判 S41.10.26 (全通東京中郵事件・百 II 139) p59、**66**、68
- ・最大判 S42.5.24 (朝日訴訟・百 II 131) p300
- ・最大判 S43.11.27 (河川附近地制限令事件・百 I 102) p260、**262**
- ・最大判 S43.12.4 (三井美唄炭鉱労組事件・百 II 144) p**50**、279
- ・最大判 S44.4.2 (東京都教祖事件・百 II 140) p68
- ・最大判 S44.4.23 (事前運動の禁止違反事件) p285
- ・最大判 S44.6.25 (「夕刊和歌山時事」事件・百 I 64) p198、**206**、208
- ・最判 S44.7.10 (慈照寺事件) p349
- ・最大判 S44.10.15 (「悪徳の栄え」事件・百 I 52) p203
- ・最大決 S44.11.26 (博多駅事件・百 I 73) p18、190、191、**192**、194、211
- ・最大判 S44.12.24 (京都府学連事件・百 I 16) p79、82、**87**
- ・最大判 S45.6.24 (八幡製鉄事件・百 I 8) p**46**、**47**、49、322
- ・最大判 S45.9.16 (禁煙処分事件・百 I A4) p70
- ・最大判 S47.11.22 (小売市場事件・百 I 91) p24、232、233、**237**、244
- ・最大判 S47.11.22 (川崎民商事件・百 114) p265、266
- ・最大判 S47.12.20 (高田事件・百 II 116) p265
- ・最大判 S48.4.4 (尊属殺人事件・百 I 25) p99
- ・最大判 S48.4.25 (全農林警職法事件・百 II 141) p67、**68**
- ・最大判 S48.12.12 (三菱樹脂事件・百 II 9) p**74**、**75**、98
- ・最判 S49.2.5 (行百 I 90) p261
- ・最判 S49.7.19 (昭和女子大事件・百 II 10) p76
- ・最大判 S49.11.6 (猿払事件・百 I 12) p24、**59**、178、225
- ・神戸簡判 S50.2.20 (牧会事件・百 43) p128
- ・最大判 S50.4.30 (薬事法事件・百 I 92) p12、231、232、233、234、**238**、244、245
- ・最大判 S50.9.10 (徳島市公安条例事件・百 I 83) p**165**、377、378、381
- ・最判 S50.11.28 (国労広島地本事件・百 II 145) p50
- ・最大判 S51.4.14 (議員定数不均衡訴訟 (1) 衆議院議員選挙・百 II 148) p**286**、**287**、295
- ・最大判 S51.5.21 (旭川学力テスト事件・百 II 136) p156、p311、**312**、315
- ・札幌高判 S51.8.5 (長沼事件第二審・百 II [5版] 182) p6、**352**
- ・最判 S52.3.15 (富山大学事件・百 II 182) p353、**359**
- ・最大判 S52.5.4 (全通名古屋中郵事件・百 II 142) p69
- ・最大判 S52.7.13 (津地鎮祭事件・百 I 42) p132、136、138、**140**
- ・最大判 S53.7.12 (国有地売却特措法事件・百 I 99) p253、**254**
- ・最決 S53.5.31 (外務省秘密漏洩事件・百 I 75) p194
- ・最大判 S53.10.4 (マクリーン事件・百 I 1) p**52**、54
- ・最判 S55.11.28 (「四畳半襖の下張り」事件・百 I 53) p204
- ・最判 S56.4.7 (「板まんだら」事件・百 II 186) p349
- ・最判 S56.4.14 (前科照会事件・百 I 17) p82、**83**、85
- ・最判 S56.4.16 (「月刊ペン」事件・百 I 65) p206
- ・最判 S56.6.15 (戸別訪問禁止事件) p178、**285**

- ・最判 S56.7.21 (戸別訪問禁止事件・百Ⅱ158) p27、**284**
- ・最大判 S57.7.7 (堀木訴訟・百Ⅱ132) p29、299、**301**、303、306
- ・最判 S58.2.18 (行百Ⅱ247) p261
- ・最大判 S58.4.27 (議員定数不均衡訴訟・参議院議員選挙) **p290**
- ・最大判 S58.6.22 (よど号ハイジャック記事抹消事件・百Ⅰ14) p27、63、**71**、179、186
- ・最判 S59.3.27 (尾崎所得税法事件・百Ⅱ124) p267
- ・京都地判 S59.3.30 (京都市古都保存協力税条例事件・百Ⅰ [5版] 44) p131
- ・最判 S59.5.17 (議員定数不均衡訴訟(4) 地方議会議員・百Ⅱ151) p294
- ・最大判 S59.12.12 (税関検査事件・百Ⅰ69) **p166**、**171**、180、315、**384**
- ・最判 S59.12.18 (吉祥寺駅構内ビラ配布事件・百Ⅰ57) p199、**215**
- ・最判 S60.1.22 (旅券発給拒否処分事件) p248
- ・最大判 S60.3.27 (サラリーマン税金訴訟・百Ⅰ31) p113
- ・最大判 S60.7.17 (議員定数不均衡訴訟・衆議院議員選挙・百Ⅱ [6版] 154) p390
- ・東京高裁 S60.8.26 (台湾元日本兵損失補償請求事件) p385
- ・最大判 S60.10.23 (福岡県青少年保護育成条例事件(淫行処罰条例事件)・百Ⅱ108) p168
- ・熊本地判 S60.11.13 (熊本丸刈り事件・百ⅠA5) p91
- ・最判 S60.11.21 (在宅投票廃止違憲訴訟・百Ⅱ191) p250、271、**275**、279
- ・東京地判 S61.3.20 (日曜日授業参観事件・百ⅠA6) p131
- ・最大判 S61.6.11 (北方ジャーナル事件・百Ⅰ68) **p173**、176、199、206、207、213、316
- ・最判 S62.3.3 (大分県屋外広告物条例事件・百Ⅰ56) p217、**218**
- ・最大判 S62.4.22 (森林法共有林事件・百Ⅰ96) p93、215、253、**255**、257
- ・最判 S62.4.24 (サンケイ新聞事件・百Ⅰ76) **p189**、206、208
- ・最大判 S63.6.1 (自衛官合祀訴訟・百Ⅰ43) p154
- ・最判 S63.7.15 (麴町中学校内申書事件・百Ⅰ34) p119
- ・最判 S63.12.20 (車内広告放送事件・百Ⅰ20) p90
- ・最判 S63.12.20 (共産党袴田事件・百Ⅱ183) p322、353、**360**、362
- ・最判 H元.1.20 (公衆浴場事件) p235
- ・最判 H元.2.7 (総評サラリーマン税金訴訟・百Ⅱ133) p307
- ・最判 H元.3.2 (塩見訴訟・百Ⅰ5) p56、367
- ・最判 H元.3.7 (公衆浴場事件) p236
- ・最大判 H元.3.8 (レペタ事件・百Ⅰ72) p18、**186**
- ・最判 H元.6.20 (百里基地事件・百Ⅱ166) p77
- ・最判 H元.9.8 (蓮華寺事件) p349
- ・最判 H元.9.19 (岐阜県青少年保護育成条例事件・百Ⅰ50) p165、179、**180**
- ・最判 H元.12.14 (どぶろく事件・百Ⅰ21) p92
- ・最判 H元.12.21 (長崎教師ビラ事件・百Ⅰ66) p208
- ・最判 H2.1.18 (伝習館高校事件・百Ⅰ137) p314
- ・最判 H2.2.6 (西陣ネクタイ事件・百Ⅰ93) p243
- ・最決 H2.7.9 (TBS事件・百Ⅰ74) p193
- ・最判 H2.9.28 (破壊防法違反事件・百Ⅰ49) p201
- ・最判 H3.9.3 (「バイク三ない原則」事件・百Ⅰ22) p92
- ・最大判 H4.7.1 (成田新法事件・百Ⅱ109) p220、225、**263**、**264**
- ・最判 H4.11.16 (森川キャサリン事件・百ⅠA2) p54
- ・最判 H4.12.15 (酒類販売免許制事件・百Ⅰ94) p233、234、235、**244**
- ・最判 H5.2.16 (箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟判決・百Ⅰ46) p136

- ・最判 H5.2.28 (ヒッグス・アラン事件) p56
- ・最判 H5.3.16 (第一次家永教科書訴訟・百 I 88) p315
- ・最判 H6.2.8 (ノンフィクション「逆転」事件・百 I 61) p84、**85**、209
- ・最判 H7.2.28 (外国人地方選挙訴訟・百 I 3) p56
- ・最判 H7.3.7 (泉佐野市民会館事件・百 I 81) p221
- ・最判 H7.5.25 (日本新党繰上補充事件・百 II 155) p324、**361**
- ・最大判 H7.2.22 (ロッキード事件丸紅ルート・百 II 174) p344
- ・最大決 H7.7.5 (非嫡出子相続分規定事件(合憲)・百 I [5版] 31) p99
- ・最判 H7.12.5 (女子再婚禁止期間事件(合憲)・百 I [6版] 30) p102
- ・東京高決 H7.12.19 (宗教法人解散命令事件) p388
- ・最判 H7.12.15 (指紋押捺拒否事件・百 I 2) p82、83、**87**
- ・最決 H8.1.30 (宗教法人解散命令事件・百 I 39) p34、128、**129**
- ・最判 H8.3.8 (「エホバの証人」剣道受講拒否事件・百 I 41) 26、132、**133**、140
- ・最判 H8.3.15 (上尾市福祉会館事件) p223
- ・最判 H8.3.19 (南九州税理士会事件・百 I 36) p49
- ・最大判 H9.4.2 (愛媛玉串料事件・百 I 44) p137、138、**145**
- ・最判 H9.9.9 (病院長自殺国賠訴訟・百 II 170) p332
- ・高知地判 H10.7.17 p137
- ・最大判 H10.12.1 (寺西事件・百 II 177) p66
- ・最大判 H11.11.10 (重複立候補制度・比例代表制・小選挙区制違憲訴訟・百 II 152) p280
- ・最判 H11.12.16 (覚せい剤密売電話傍受事件・百 I 59) p230
- ・最判 H12.2.8 (司法書士法違反事件・百 I 95) p244
- ・最判 H12.2.29 (「エホバの証人」輸血拒否事件・百 I 23) p93
- ・熊本地判 H13.5.11 (ハンセン病訴訟・百 II 192) **p249**、271
- ・最判 H14.1.29 (ロス疑惑配信記事訴訟) p209
- ・最大判 H14.2.13 (証券取引法事件・百 I 97) p251、253、**257**
- ・最判 H14.4.25 (群馬司法書士会事件) p49
- ・最大判 H14.9.11 (郵便法違憲訴訟・百 II 128) p272
- ・最判 H14.9.24 (「石に泳ぐ魚」事件・百 I 62) p86
- ・最判 H15.3.14 (長良川事件報道訴訟・百 I 67) p209
- ・最判 H15.9.12 (早稲田大学講演会事件・百 I 18) p82、**88**
- ・最大判 H16.1.14 (参議院非拘束名簿式比例代表制違憲訴訟・百 II 154) p282
- ・東京高決 H16.3.31 (週刊文春記事差止事件) p176
- ・最判 H16.7.15 (ゴーマニズム宣言事件) p209
- ・最大判 H17.1.26 (外国人管理職訴訟・百 I 4) p57
- ・最判 H17.7.14 (公立図書館の図書廃棄事件・百 I 70) p162
- ・最大判 H17.9.14 (在外日本人選挙権制限規定違憲訴訟・百 II 147) p20、**271**、275、**277**
- ・最判 H17.11.1 (行百 II 253) p261
- ・最大判 H18.3.1 (旭川市国民健康保険条例事件・百 II 196) p370、**371**
- ・最判 H18.3.23 p72
- ・最決 H18.10.3 (NHK 記者証言拒否事件・百 I 71) p196
- ・最判 H19.2.27 (「君が代」ピアノ伴奏職務命令拒否事件) p120
- ・最判 H19.9.18 (広島市暴走族追放条例事件・百 I 84) p165、**169**、**224**
- ・最判 H19.9.28 (学生無年金障害者訴訟・百 II 134) p307
- ・最判 H20.2.19 (第2次メイプルソープ事件・H20 重判 6) p205

- ・最判 H20.3.6 (住基ネット事件・百 I 19) p82、**89**
- ・最判 H20.4.11 (自衛隊官舎ビラ配布事件・百 I 58) p198
- ・最大判 H20.6.4 (国籍法違憲訴訟・百 I 26) p110
- ・最大判 H21.9.30 (議員定数不均衡訴訟・H21 重判 1) p290
- ・最大判 H22.1.20 (空知太神社事件・百 I 47) p139、**148**、374
- ・最大判 H22.1.20 (富平神社事件・H22 重判 4) p139、**150**
- ・最決 H22.3.15 (名誉毀損被告事件・H22 重判 8) p207
- ・岐阜地判 H22.11.10 (関ヶ原署名調査事件・H23 重判 10) p270
- ・最大判 H23.3.23 (議員定数不均衡訴訟 (3) 1 人別枠方式・百 II 153) p286、**292**
- ・最判 H23.4.28 p209
- ・最判 H23.5.30 (「君が代」起立斉唱職務命令拒否事件・百 I 37) p122
- ・最大判 H23.11.16 (裁判員制度違憲訴訟・百 II 175) p366
- ・最判 H24.2.28 (生活保護老齢加算廃止訴訟・百 II 135) p299、**302**
- ・名古屋高判 H24.4.27 (関ヶ原署名調査事件・H24 重判 11) p270
- ・最大判 H24.10.17 (議員定数不均衡訴訟 (2) 参議院議員選挙・百 II 150) p290
- ・最判 H24.12.7 (堀越事件・百 I 13) p17、**62**、198、235、384
- ・最判 H25.1.11 (医薬品ネット販売事件・百 II A19) **p246**、328
- ・最判 H25.3.21 (神奈川県臨時特例企業税事件・百 II 208) p380
- ・最大決 H25.9.4 (非嫡出子相続分規定事件 (違憲)・百 I 27) p100
- ・最大判 H25.11.20 (議員定数不均衡訴訟・衆議院議員選挙・H25 重判 1) p286
- ・最判 H26.1.16 (H26 重判 6) p213
- ・最大判 H27.12.16 (女子再婚禁止期間事件 (違憲)・百 I 28) p18、46、**102**、272
- ・最大判 H27.12.16 (夫婦同氏事件・百 I 29) p105
- ・最決 H29.1.31 (グーグル検索結果削除請求事件・百 I 63) p28、84、**89**
- ・最大判 H29.12.6 (NHK 受信料訴訟・百 I 77) p183
- ・最大判 R2.11.25 (市議会議員出席停止事件) p354、**355**
- ・最大判 R3.2.24 (孔子廟訴訟) p151

(参考文献1)

- ・「憲法」第7版(著:芦部信喜、補訂:高橋和之-岩波書店)
→(芦部〇頁)と表記
- ・「憲法学Ⅰ」初版(著:芦部信喜-有斐閣)
- ・「憲法学Ⅱ」初版(著:芦部信喜-有斐閣)
- ・「憲法学Ⅲ」増補版(著:芦部信喜-有斐閣)
- ・「憲法Ⅰ」第5版(著:野中俊彦・中村睦男-有斐閣)
→(野中ほかⅠ〇頁)と表記
- ・「憲法Ⅱ」第5版(著:野中俊彦・中村睦男-有斐閣)
→(野中ほかⅡ〇頁)と表記
- ・「立憲主義と日本国憲法」第3版(著:高橋和之-有斐閣)
→(高橋〇頁)と表記
- ・「体系 憲法訴訟」初版(著:高橋和之-岩波書店)
→(高橋体系〇頁)と表記
- ・「憲法Ⅰ基本権」初版(著:渡辺康行・宍戸常寿ほか-日本評論社)
→(憲法Ⅰ〇頁)と表記
- ・「憲法講義(人権)」初版(著:赤坂正浩-信山社)
- ・「憲法」初版(著:青柳幸一-尚学社)
→(青柳〇頁)と表記
- ・「憲法訴訟」第2版(著:戸松秀典-有斐閣)
→(戸松〇頁)と表記
- ・「憲法」第3版(著:渋谷秀樹-有斐閣)
→(渋谷〇頁)と表記
- ・「憲法起案演習 司法試験編」初版(著:渋谷秀樹-弘文堂)
→(演習〇頁)と表記
- ・「日本国憲法論」初版(著:佐藤幸治-成文堂)
→(佐藤〇頁)と表記
- ・「憲法論点教室」第2版(著:曾我部真裕・赤坂幸一ほか-日本評論社)
- ・「憲法上の権利の作法」第3版(著:小山剛-尚学社)
- ・「判例から考える憲法」初版(著:小山剛・畑尻剛・土屋武-法学書院)
- ・「憲法判例の射程」初版(編著:横大道聡-弘文堂)
- ・「精読憲法判例[人権編]」初版(編集代表:木下昌彦-弘文堂)
- ・「憲法の地図」初版(著:大島義則-法律文化社)
- ・「憲法ガール」初版(著:大島義則-法律文化社)
- ・「憲法判例百選Ⅰ」第7版(有斐閣)
- ・「憲法判例百選Ⅱ」第7版(有斐閣)
- ・「憲法判例」第8版(著:戸松秀典・初宿正典-有斐閣)
- ・「重要判例解説」平成18年～令和2年(有斐閣)
- ・「法学セミナー増刊 新司法試験の問題と解説」2006～2011(日本評論社)
- ・「法学セミナー増刊 司法試験の問題と解説」2012～2021(日本評論社)

(参考文献2)

- ・「行政法」第6版(著:櫻井敬子・橋本博之-弘文堂)
- ・「行政法Ⅰ」第6版(著:塩野宏-有斐閣)
- ・「行政法Ⅱ」第5版補訂版(著:塩野宏-有斐閣)
- ・「行政法Ⅲ」第4版(著:塩野宏-有斐閣)
- ・「行政法①」第3版(著:大橋洋一-有斐閣)
- ・「行政法②」第2版(著:大橋洋一-有斐閣)
- ・「基本行政法」第3版(著:中原茂樹-日本評論社)
- ・「行政法概説ⅠⅡⅢ」(著:宇賀克也-有斐閣)
- ・「行政法総論を学ぶ」初版(著:曾和俊文-有斐閣)
- ・「行政判例百選ⅠⅡ」第7版(有斐閣)
→「行百」と表記